平成22年塩尻市議会9月定例会福祉教育委員会会議録

日 時 平成22年9月1日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審查事項

議案第 1号 平成21年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費8目地域づくり振興費のうち協働のまちづくり推進事業、14目人権推進費、16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第 3号 平成21年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成21年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第19号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出3款民生費、10款教育費

議案第22号 平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

陳情平成22年9月第1号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情

出席委員

君	新吾	石井	副委員長	君	明子	鈴木	委員長
君	勝寿	金子	委員	君	政治	塩原	委員
君	努	中村	委員	君	充茂	青柳	委員
君	公由	永田	委員	君	茂実	太田	委員

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した参考人

塩尻市社会福祉協議会事務局次長 古町 好幸 君

議会事務局職員

庶務係長 小澤 真由美 君

議案第1号 平成21年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費8 目地域づくり振興費のうち協働のまちづくり推進事業、14目人権推進費、16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目 国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費 中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

委員長 皆さんおはようございます。 2日目の福祉教育委員会を開始してまいりたいと思います。昨日に引き続きまして、平成21年度塩尻市一般会計決算認定にかかわって昨日の続きからということで、社会教育費の中の平出博物館から、説明は5目平出博物館費から14目の芸術文化費まで、説明を続けてお願いいたします。

平出博物館長 それでは5項社会教育費中5目平出博物館費ですが、決算書298、299ページ、決算説明 資料64ページをお願いします。御説明に入ります前に恐れ入りますが、決算説明資料23ページに戻っていた だきたいと思います。中段、昨年度の入館者数ですが、平出博物館が6,379人、対前年301人、4,95% 増となっております。また遺跡公園にありますガイダンス棟の入館者数ですが、13,120人、こちらも対前年2,492人、23.45%増となっております。

では決算書299ページをお願いします。中段の平出博物館運営諸経費のうち、3つ目の黒ポツ、講師謝礼につきましては、平出歴史大学、土曜サロン、ミュージアムコンサート、ガイダンス棟の体験講座、遺跡発表会などの講師謝礼です。4つ下がりまして、原稿執筆謝礼ですが、博物館ノート、紀要、遺跡まつりのチラシの原画の原稿謝礼です。その下のひらいで遺跡まつり謝礼です。昨年度第6回を迎え、残念ながら天候が少し悪くて参加者は約800人でした。運営のお手伝いをしていただきました4つの協力団体等への謝礼です。7つ下がっていただきまして印刷製本費ですが、博物館ノート、博物館紀要、遺跡まつりのチラシ、入館パンフレット等の印刷製本費です。それから3つ下がっていただきまして、営繕修繕料ですが、昇降機、アルミドア、街灯、復元家屋の屋根、一里塚の剪定などです。

続きまして300、301ページをお願いします。4つ目の黒ポツですが、園庭整備委託料ですが、これはシルバー人材センターに、博物館周辺と遺跡公園の草取り作業を4月から9月の間お願いしているものです。その3つ下、環境整備委託料ですが、地元の遺跡公園協力会に遺跡と博物館周辺の生け垣の剪定、草取り、落ち葉の片づけなどをお願いしているものです。1回20人くらいで、年5、6回出役していただいております。最後に下から5行目になりますが、博物館周辺整備工事です。これは、博物館裏手にあります歴史公園内の遊歩道の竹垣が25年たち老朽化のため、長さ109メートル分改修したものです。以上です。

こども課長 続きまして中段6目の青少年育成費をお願いします。資料は65ページになります。青少年育成費につきましては、青少年の育成活動、あるいは青少年補導活動、環境浄化を推進した経費でございます。301ページの備考欄をごらんいただきますが、最初の中点、補導委員報酬175万円余でございますけれども、補導委員99人の報酬でございまして、通年にわたり14班編制で非行の早期発見を目的に補導活動をしたものでございます。またその際には一般店舗等も巡回いたしまして、補導活動等への協力を要請しているところでございます。有害自販機につきましても設置状況等、商品検査をあわせて監視活動を継続しているところでございま

して、規制条例を根拠にいたしまして販売業者へ指導徹底して、規制商品につきましては現在販売する自販機は 0台ということで、継続しているところでございます。規制対象の、対象外の商品を販売する自販機もございま すので、地元とともにこうした検査活動を継続しながら、引き続き、販売業者に撤去を要請しているところでご ざいます。なお現在の自販機の状況ですけれども、規制対象ではございませんが、分水嶺で7台が稼働しており まして、この1年間では2台減ったという状況でございます。

その次の丸、青少年育成事業諸経費 2 4 9万円余でございますが、地区役員等へ青少年育成情報を提供したほか、下から 3 つ目の中点に講演企画委託料4 0万円がございますが、これにつきましては、豊かな心をはぐくむ市民のつどいを開催いたしまして、法政大学教授の尾木直樹先生から、青少年とのかかわりについて御講演をいただいたものでございます。

次の302、303ページをお願いします。青少年育成事業補助金566万円につきましては、3つ目の中点、 青少年健全育成事業補助金503万円余が主なものでございまして、市内10地区の連絡協議会を通じて、各区 の子供会育成会の活動等を支援したものでございます。一番下の中点にこども居場所づくり補助金がございます が、市内5地区で7教室、実施されたスポーツ活動、文化活動を補助したものでございます。以上です。

平出博物館長 続きまして7目文化財保護費です。決算説明資料65ページをお願いします。最初に中段の発掘調査事業ですが、昨年度は平出遺跡の整備にかかわり、ほぼ真ん中辺にありますけれども、縄文廃絶集落エリア、こちらの1,350平方メートルを8月から2月の間発掘調査を行いました。住居跡が14件発掘されております。また開発行為に伴う埋蔵文化財の保護措置として、公共事業24件、個人住宅54件の照会があり、このうち工事立ち会い10件、試掘調査7件が実施されました。2つ目のポツの臨時作業賃金ですが、現場の発掘調査にかかわりまして作業員が一日6,200円の延べ741.5人、整理作業が一日6,100円の延べ311.5人分となっております。その4つ下、印刷製本費ですが、発掘成果をまとめました報告書300部の印刷代が主な内容です。2つ下、航空写真撮影委託料ですが、発掘調査工をラジコンへりを使いまして撮影したもので、報告書とともに記録保存のためのものです。

大きな丸を2つ飛ばしまして、次の305ページの2行目、史跡平出遺跡指定地公有化整備事業です。整備内容ですが、平安時代の住居の復元が3棟、一昨年火災により焼失した古墳時代の大型住居の再建が1棟、縄文廃村地区の遺構分盛土3,498立方メートル、縄文地区の防火防犯設備の設置が主な内容です。中段の設計監理委託料ですが、実施設計につきましては、今年度22年度の工事分の復元建物、土工事、植栽、古墳時代地区の防火防犯設備の実施設計です。復元住居の監理業務が2つありますけれども、257万円のほうが平安時代の住居3棟分、102万円のほうが再建した古墳時代の住居分です。片方が国庫補助事業のためにあえてわけてあります。環境整備工事7件の内訳につきましては、説明資料の65ページ、または工事請負費等明細書の45ページを御参照ください。以上です。

社会教育課長 お戻りいただきまして決算書の303ページ、決算説明資料65ページの文化財保護費中の文 化財管理事業諸経費634万円余をお願いいたします。3つ目の黒丸ですが、費用弁償につきましては文化財保 護審議会委員の費用弁償、それと国の指定重要文化財、登録文化財、指定業務等にかかわる文化庁の調査官の費 用弁償にあたっております。6つ目営繕修繕料につきましては、指定文化財の説明板の更新及び市指定所有の文 化財の小破修理にかかわるものでございます。8つ目の黒丸、指定文化財保護補助金につきましては、国指定文 化財を主に15件の文化財にかかわる補助を実施したところであります。次の9つ目の黒丸ですが、指定文化財 修理補助費につきましては、平成21年度から実施しております、国指定重要文化財小野家住宅の解体・再整備 工事にかかわる市負担分の補助金にあたるものでものであります。

1 枚、最初におめくりいただいた3 0 5 ページをお願いいたします。古文書室運営諸経費1 3 5 万円余をお願いいたします。決算説明資料につきましては6 5 ページをごらんください。近世古文書の分類作業、目録作成にかかわる臨時職員2 人の賃金が主で、貴重な古文書、文化財資料を購入することができました。私からは以上です。

男女共同参画課長 次8目の男女参画推進費につきまして、決算書の304ページから307ページになりますがお願いいたします。決算説明資料につきましては65、66ページになっております。まず最初に決算書の305ページの関係でございますが、白丸印の委員報酬でございますが、3番目の黒ポツのカウンセラー報酬につきましては、月、水、金の週3回、電話相談とカウンセリングを実施しております。相談の件数につきましては434件で、内容につきましては生き方のほか、家庭内の問題、人間関係、健康問題などが主な問題となっています。

次に白丸印、やさしく女と男推進事業でございますが、研修会等の開催により、人材の育成事業に要した経費でございます。主な経費につきましては2番目の黒ポツ、講師謝礼25万6,000円でございますが、男女共同参画推進交流会や、女と男21世紀セミナーでのシンポジウムや、高出、大門地区の2地区で開催いたしました井戸端会議での講師への謝礼でございます。

次、307ページの白丸。男女共同参画啓発事業でございますが、情報誌の発行や、企業セミナー等の開催、 街頭啓発やパネル展示等に要した費用でございます。3番目の黒ポツ、講師謝礼につきましては、企業セミナー やセクハラ防止セミナーに要した講師等への費用でございます。その下の黒ポツ、情報誌編集委員謝礼でござい ますが、情報誌「共に」の編集委員に対する謝礼でございます。一番下の印刷製本費につきましては、情報誌「共 に」を、年に9月と2月に発行しておりますが、それに要した経費でございます。

次の白丸、男女共同参画推進事業補助金につきましては、男女共同参画を推進する事業に対して補助金の交付 したもので、事業費の2分の1を交付したものでございます。2団体3事業に対して支援をいたしました。また 国内研修参加補助金につきましては、昨年大阪府の堺市で開催されました、日本女性会議の参加者2人に対して 経費の2分の1を補助したものでございます。以上でございます。

社会教育課長 307ページ、説明備考欄をごらんいただきたいと思います。短歌館についてでございます。 短歌館につきましては決算説明資料でも入館者の数につきましては記載させていただいているところでございますけれども、平成20年、平成21年につきましては、430人伸びまして、平成21年5,990人という入館者を確保したところでございます。また短歌のまち塩尻としての核施設、また短歌フォーラムとの有機的連携を図りながらこの館が運営されているということでございまして、この短歌館にかかわる運営諸経費について予算執行させていただいたものでございます。

短歌館の運営諸経費の中、白丸の3つ下、講師謝礼についてでございます。100万円余の支出をさせていただいたところでございます。これにつきまして年5回開いております短歌大学への講師の謝礼分でございます。 また4番目の黒ポツでございますけれど、特別展等の謝礼についてでございます。春と秋の特別展を開催する中 で、それぞれ短歌の作品、また御提供いただいた方、皆さんに対する謝礼等を 1 1 万円余支出させていただいたところでございます。ページをおめくりいただきまして、まん中どこらにパソコン等使用料がございます。短歌フォーラム等の、また投稿いただいている方のそれぞれのシステム、また投稿者の名簿の管理をしているプログラム等の使用料 2 8 万円余を支出させていただいております。またこの項目の中の下から 2 つ目の黒ポツでございます。展示資料購入費ということでございますけれども、太田水穂、若山喜志子、今井邦子。今井邦子さんが2品でございます。また島木赤彦の部門の展示物を購入させていただいた分で 6 3 万円でございます。また短歌の里づくり事業について 2 0 万円の支出をしているところでございまして、短歌協力会についての支出分、また百人一首大会への支出、また銅製プレート、最優秀賞の部分についての広丘の駅前の街路灯に銅製プレートをつけているわけでございますけれども、これにかかわる経費を計上させていただいて委託料として 2 0 万円を支出させていただいたものです。以上です。

芸術文化担当課長 続きまして10目自然博物館費ですが、決算書309ページ上から3つ目の白丸、自然博物館運営諸経費でございます。決算説明資料は66ページ、一番下の段について説明申し上げます。まず自然博物館につきましては、昨年に対して若干入館料が落ちております。さまざまな企画等をして努力をしておりますけれども、入館者が少し落ちているという状況でございます。

引き続きまして、決算書の上から3つ目の黒ポツ、講師謝礼12万円でございますけれども、小鳥の声を聞く会など5回の自然観察会や、身近な水中昆虫の話など2回の自然科学講座や、おもちゃ作り教室などの講師謝礼でございます。同じく上から7つ目の黒ポツ、印刷製本費73万円余でございますけれども、紀要第12号200部、館報第16号500部、パンフレット3,000枚の印刷費並びに博物館の資料用の写真のプリント代でございます。同じく今度は下から3つ目の黒ポツ、企画展展示委託料38万円でございますけれども、高ボッチ周辺の地質等3回の特別企画展を実施するために、塩尻市自然博物館協力会への事業委託をするための委託料であります。

平出博物館長 続きまして 1 1 目本洗馬歴史の里運営費ですが、決算説明資料は次の 6 7 ページをお願いします。昨年度の入館者数ですが 2 , 1 4 5 人ということで対前年、ほぼ横ばいとなっております。

3番目のポツですが講師謝礼、こちらにつきましては釜井庵寺子屋塾、全3回となっております。本洗馬歴史 講演会、陶芸教室などの講師謝礼です。最後の備品購入費ですが、熊谷岱蔵に関係する資料3点を購入しました。 内容につきましては母親もとさんからの書簡、奥さんの松さんからのはがき、岱蔵さん本人のこれは年賀状になりますけれども、以上3点でございます。以上です。

文化財担当課長 12目町並み保存推進費、決算書で313ページ、決算説明資料67ページでお願いいたします。2番目の白丸、町並み保存推進事業費48万円余ですが、伝建事業の総務費にあたるもので、伝建協の総会、関東甲信越ブロックの開催、伝建地区保護行政研修会等にかかわる普通旅費、町並み講演会にかかわる謝礼と旅費などが主たるものでございます。

次の白丸、重伝建整備事業2,537万円余ですが、主に伝建地区、奈良井、木曽平沢両地区の修理修景にかかわる間接補助でございます。奈良井、修理物件1、修景物件2、木曽平沢、修理物件3、修景物件2ということで、計8件の伝建地区の整備事業にあたるものであります。以上です。

芸術文化担当課長 続きまして13目、楢川地区文化施設運営費でございます。決算書313ページ一番下の

白丸、楢川歴史民俗資料館運営諸経費271万円余から、決算書315ページー番下の白丸、木曽漆器館運営諸経費508万円余まで、決算説明資料につきましては67ページ上から4段目から7段目まででございます。これら楢川地区文化施設4館について御説明をあわせて申し上げます。その中で主なものだけ御説明申し上げたいと思います。

決算書315ページ、木曽漆器館運営諸経費の下から5つ目の黒ポツでございます。営繕修繕料68万円余でございますけれども、これは木曽漆器館の館内の照明器具の取りかえ工事や、展示品を覆うためのガラス用フィルム貼り工事などの施設の保守管理のための工事であります。同じく決算書317ページになりますけれども、上から3つ目の黒ポツ備品購入費100万円でございますけれども、展示品の充実をはかるために、地元平沢とも深いかかわりをお持ちの人間国宝の増村紀一郎さんの作品1点を購入いたしました。以上でございます。

済みません、引き続きでございます。決算書316ページ14目芸術文化費でございます。決算資料につきましては同じく317ページでございます。芸術文化事業費543万円、決算説明資料につきましては67ページー番下の段について主たるものを説明申し上げます。決算書317ページ、芸術文化費の上から3つ目の黒ポツ、芸術文化事業委託料425万円でございますけれども、このうち一番上の市民音楽祭事業委託料から3番目の市民文化祭事業委託料までと、一番下の市民コーラス祭事業委託料ほか3件が、市主催の芸術文化事業7事業でありまして、これをすべて芸術文化振興協会のほうに委託しております。合計金額は245万円。下から3つ目のさくらフェスタ事業委託料と、下から2つ目の明治大学マンドリン演奏会の事業委託の2つの事業につきましては、市制50周年記念の芸術文化事業、合計金額180万円でございます。以上でございます。

委員長 それでは説明をいただきましたので、委員の皆さんからそれぞれ御質問をお出しいただきたいと思います。

太田茂実委員 後ろのほうから。楢川地区文化施設運営費の中で、臨時作業員の金額がですね、各施設ともほとんど同じ金額で支出されているわけですけれども、これは同じ時期に臨時職員を雇ったということでしょうか。 芸術文化担当課長 臨時職員につきましては、それぞれ館によって運営が若干違うところがございます。中村邸につきましては4月から11月までは休みなしのフル稼働でございまして、ほかの館については基本的には約1人がですね、各館のほうで対応をしております。ですので、対応日数が若干違いますので、臨時職員の賃金につきましては、各館ごとちょっと金額が違ってきております。また木曽漆器館につきましては、4館をまとめる嘱託員の館長が一人おりますので、その館長が4館をまとめているという形でございます。ですので、それぞれ日数的には基本的には、中村邸を除いてはすべてほかの館については、運営日数については同じ、ほぼ同じだというふうに考えていただければいいかと思います。

社会教育課長 ちょっとよろしいですか。補足させていただきます。このそれぞれの館につきましては、臨時職員によって館の運営、正規職員でなくしてお願いしているものでございます。1人の職員が365日または、長期間勤めるわけにいきませんので、お休み等取るにあたりまして、1人がメインでまたあと2人がサブで入るというような格好で、ローテーションを組んでいる金額、トータル分で1館大体おおむね3人の部分の金額が、今委員さん御指摘の金額になっているところでございますので、よろしくお願いします。

太田茂実委員 もう1点いですか。一番後ろの芸術文化事業、これはだれがトップで何人ぐらいのスタッフでやっておられるのか、文化事業は。トップがだれで、何人ぐらいのスタッフで実行委員会でやっておられるの

か。

芸術文化担当課長 それぞれの事業ごとにですね、実行委員長、副実行委員長を決めまして、これについては 各団体部門ごとにそれぞれ集合していただき、その中から実行委員長、副実行委員長を決め、トップになっている方は事業ごと、正副2人とそれから会計という形でございます。基本的には3人で役員をやっているという形で、これは実行委員の中から決定しているという形を取っております。

太田茂実委員 文化芸術事業団だと委員は。

芸術文化担当課長 済みません、失礼しました、大変失礼をいたしました。同じく塩尻市文化振興協会につきましてはですね、会長、副会長、それぞれ展示部門と舞台部門がございまして、それぞれそちらから交代で一応長をやっているということですので、今は舞台のほうの中川さんが長をやっておりまして、副のほうは展示の方は永原さんという形をとっております。ですので、正副はそれぞれ展示、舞台から1人ずつで、正副は2人、それからあと会計、監査員がおります。以上です。

委員長 ほかにいかがですか。

太田茂実委員 いいですか。文化財保護の整備事業、もう一度件数を教えてください。奈良井と平沢。

文化財担当課長 お願いいたします。奈良井が修理物件 1、修景物件 2、木曽平沢が修理物件 3、修景物件 2 ということで、計8件になっております。

太田茂実委員 8件ですか。

文化財担当課長 計8件です。

委員長 ほかに委員の皆さんがもうないようでしたら。

永田公由委員 3 1 7 ページの一番上で、塗り鉢を 1 0 0 万円のを買ったというふうになっていますけれど、 これはどういう目的でこれを購入されたのでしょうか。

芸術文化担当課長 人間国宝の増村先生につきましては、地元の平沢と非常に深いかかわりが、若い時から、お父さんの増村益城さんにつきましては、人間国宝ということで、お二人は非常に地元平沢にも関係が深いといったことをお聞きしております。そんな関係がありまして、今、実はあそこに館長をしております、石本館長というのがその増村先生の御弟子さんという位置づけもございましてですね、今、館にも増村先生の作品も幾つかはあるんですけれども、一つ目玉になるものがほしいということで、展示品になかなか大きなものがないものですから、そんなことでちょっと増村先生にお話をしたところ、漆器館のために1つ、こういった作品をつくっていただけるということになりまして、そんなことで、1点を購入していくという経緯があります。

永田公由委員 ではほかにも何点かあるの。その同じ人の。

芸術文化担当課長 ほかにも数点ございます。状態が悪いものもございますけれども、その中から選んで展示しているような形でございまして、将来的には一つ、そういうかかわりがありますので増村先生の作品を集めて一つのコーナーみたいな形にはしておりますけれども、決してそれを突出しているわけではございませんけれども、そんな形で何点かはございます。

永田公由委員 これは木曽漆器館に飾っておいても入館者が3,000人弱で、そんなに見に行く人はいない よね。中村邸は2万人から入っているのでね、そういう展示方法も考えて、せっかくいいものだったらね、管理 の部分もあるだろうけども、そういう運用というか、そういうこともこれから検討していただきたいと思います。 芸術文化担当課長 非常に入館者の面では厳しいところがございます。ちょっと位置的な面もございますので、川をはさんで向こうに渡らなきゃいけないという位置がございますので、そんな関係で努力はしておりますけれども、ちょっと入館者が伸びない部分がございます。今後また検討を図ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

永田公由委員 それと博物館の関係でね、ガイダンス棟はまあ1万3,000人から入っているんだけど、本館というか、博物館の方へは6,300人で、これは言ってみればほとんど回遊性がないというふうに思うのだけども、これをなんとかしてガイダンス棟へ来た人を博物館のほうへ引っ張ってくるようなことを考えていかないといけないと思うのですけれども、館のほうでは何かそういうのをある程度計画を立てていますか。

平出博物館長 ガイダンス棟 遺跡公園と博物館との連携ということで、前々から課題をいただいておりまして、大局的に言いますと、ことし、来年の工事になりますけれども、平出一里塚線、駅西からずっと平出の市道まで曲がる 1 1 メートル道路ですけれども、これが開通しましたら、大型バスも平出遺跡公園から博物館までスムーズに国道に出なくても行けるというような形がありますけれども、それとは別にですね、ソフト事業としまして、博物館とガイダンス棟との連携事業ということで、例えば今年の夏、子供向けにスタンプラリーというのをやりまして、ガイダンス棟で受付をしまして、途中の平出の泉とか博物館にクイズを置きまして、スタンプをついて最終的にガイダンス棟で景品を差し上げるというようなことをやりまして、かなり子供さんが参加していただきました。それから先週になりますけれども、サイトウキネンフェスティバル、県内の小学校6年生を対象にしたサイトウキネンフェスティバルに中南信の子供たち、特に南信の伊那地方、木曽地方の子供さんたちが、サイトウキネンに行く途中に博物館に寄っていただきまして、体験とか見学をやっていただきます。そちらにつきましても連携を取りまして、相互に見ていただいたり、あるいは体験をやっていただくということで、こちらも年々少し学校のほうで話題になりまして、数もふえているということで、おかげさまでおととし、去年の数字だけで一喜一憂してはいけないのですけれども、年々下降気味だった入館者数が昨年度は若干その影響もあって、少し増加したのではないかと思っております。引き続きまして、その道路のハード面もありますけれども、連携を取りながら少し入館者数の増加を図っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

太田茂実委員 今の関連で、平出遺跡の公有化事業ですね、平成23年で終了と、終了というか完成ということで聞いているわけですが、今後はそれの遺跡指定地の外周というか、それはないわけですね。

生涯学習部長 一応来年度で終了予定だものですから、そこら辺周辺の指定地の皆さんにまた集まっていただきましてですね、皆さんの意見を確認して、お出しするかしないかというふうに考えておりますけれども。

太田茂実委員 皆さんにお聞きするということになると、市のやっぱり財政上の都合があると思うんだよね、相当外周をしたということになると、かなり投資という言い方はおかしいけれども、かなり費やしていると。文化庁の補助があるにしてもね。しかし将来的にはここに存在する自治体、すなわち塩尻市が全部整備していかなきゃならないと、整備というか維持していかなきゃならないということになると、相当な負担になると思うのですよね。将来的には年平均でどのくらいの維持費というか、見込んでいるわけでしょうか。

平出博物館長 今の御質問でございますけれども、史跡指定をするということイコール国のほうは公有化を図り、それから保護活用を図っていっていただきたいと、これが原則でございます。ただそれは原則論でございまして、今地元と調整する中で、あそこはやはり優良農地でございますし、専業農家が多いということで、なかな

か公有化が難しい。今現在、史跡指定地 1 5 ヘクタールのうちの 5 . 6 ヘクタールが公有地になったのみでございます。これにつきましても今回の整備事業が終了した後ですね、また地元と、先ほど部長も言いましたように調整を図りながら、今後進めていきたいということでございます。今の維持管理費でございますけれども、現在遺跡公園にかかわる維持管理費、昨年度で 7 2 0万円でございます。これから例えば屋根のカヤのふきかえとかいいるいろ細かい部分も含めますと約 1 , 0 0 0万円ぐらいの維持管理費がかかっていくるのではないかと思っております。以上でございます。

永田公由委員 ちょっと関連して、例の火災で焼失して、その後補償というか、弁償ということで話がついた というふうに報告を受けているわけですけれど、その経過はどうですか。いわゆる返済の状況。

平出博物館長 賠償状況でございますけれども、本人と賠償額を最終決定させていただきまして、一応2,40万の1割ずつ、240万ずつを最終的に払っていただきたいということで、個々に支払い計画を出していただきまして、現在、昨年の12月から払っていただいております。1名につきましては年間40万円ずつ。1名につきましては毎月1万円ずつ、年間12万円ということで、現在滞りなく払っていただいております。以上です。

永田公由委員 313ページの重伝建の関係で、先ほど奈良井宿もやっているということなんですが、奈良井宿にはいわゆる空き家というか、都会へ出て行って別荘がわりに使うというような家が何軒かあって、なかなか貸してくれと言っても貸してもらえない状況があるというようなお話ですけれど、そういったお宅というのは奈良井の地区には何軒くらいあるのですか、大体。

文化財担当課長 概数として私どもが把握させていただいておるのは25軒程度ではないかと思われます。これは先ほど委員もおっしゃられたように、必ず夏祭りという祭りに実家に戻って、そして神様を迎える8月12日の礼祭のために人様に貸さないというところが1つのネックになっております。しかしながら、必ず戻ってきてそれを開けるということはその家のメンテナンスを図るということで手当しておりますので、普通に言うところのつぶれるようなそのようなものはございません。そしてまた外様に貸さないとか売らないとかいうことも決してございませんので、まち並みとしてきちんと連なったまち並みが今後も維持されて行くものと考えております。以上です。

永田公由委員 まあ、しっかりやってください。

文化財担当課長 ありがとうございます。

委員長 1点お聞きしたいと思いますけれども、当委員会で重伝建の視察をこの間委員会の視察の中で行ったわけですけれども、その行く前からちょっと課長からはお聞きをしておりましたけれども、塩尻の重伝建に匹敵するような場所はそうそう日本の中でもないというふうには言われて行ったのですけれども、まさにそんな感じがして来たのですけれども、そういう中ですごく文化庁の指導というものもあまり一律ではないのかなと、あるいは年代的に違いがあるのかなというふうに思ったのですけれども、非常に商業化しているような印象を受けまして、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、文化庁の指導に緩やかなところと厳しいところがあるのでしょうか。

文化財担当課長 御指摘のとおり、全国に現在86地区全部でございますでしょうか、伝建地区がございますが、いろいろなその地域の性格、あるいは首長の考え方等がございまして、徹底的に商業ベースに乗せる視点も

あろうかと思います。しかしながら、私ども昭和53年の選定から文化庁との協議、地域とのお話の中で住まってなんぼのまち並みだと。それがですね、店で借りといて普段住んでないようなことはなるべくやめたほうがいいんじゃないかというような地域の保存委員会のほうのお考え等もございまして、そのようなことで今御心配というか、むしろ私どもほめられていると私は考えておりますが、大変、来られた方も生活感豊かなまち並みで、そのような店だけでぜひというようなとこではないというようなことで、本来の人が住まうまち並みということが原点になっているかと思いますので、文化庁ともそこら辺のことは現地指導のたびに確認しあっております。そして今後も木曽平沢も含めてですね、来ていただくことは大変嬉しいことでありますが、それが商業主義に走らない、そんなことが重要な点ではないかということを原点に考えております。そして文化庁ともそんなことは同意で進んでいると思っております。

委員長 大切な財産であると同時に、そこが生活の場であるということで、奈良井宿が奈良井宿として成り立って行くように、また平沢が漆工業としてそういう技術が実際に経済活動として成り立っていくような、そういう経済的裏づけも持ちながら伝えていく必要があるのではという印象を持ちました。ほかにありますか。

太田茂実委員 303ページの青少年育成の補助金、これは約500万円出ているわけですが、各区に対しての割合はどのくらい出て、補助されておられるのでしょうか。

こども課長 決算書では499万円余が出ておりますけれども、この補助につきましては、いわゆる均等割と 児童生徒割ということで金額を定めておりまして、均等割が3万円、それから子供一人当たりでは140円の単 価で補助をしているところでございます。各単位子供会によって、子供の数がだいぶ差がございますので、そう いう中では、かなり補助額自体には開きがあるという状況でございます。

太田茂実委員 事業の計画に対して補助するんでなくて、頭割りで3万円と。1区ですか、各区に対して。であとは生徒というか、子供一人当たり140円。こういう補助の仕方をしてくるとですね、それぞれの単位、団体としては、区もあるだろうし、内容によってはもう少しこういうこともしたいという場合にはできない恐れもあるわけだね。そういった場合に、計画された事業によって補助金が何パーセントか出るというような仕方のほうが、というように私は思うのですけれども、そうすると役員の皆さんもね、それだけにあるいは子供のリーダーもそれなりに事業を考えていくというふうに思うのだけど、どんなものでしょうか。

こども課長 おっしゃるとおりで、事業はそれぞれ、今言った子供会の規模等でですね、だいぶ内容的には変わってまいります。今申し上げた均等割と児童生徒割というふうな組み立ては、いわゆる市として育成会活動をどの程度応援していくかというところから来ている話でございまして、実際にはそれに見合う以上の活動が各区で取り組まれているというふうな状況でございます。委員御指摘のように、役員が年ごとにかわりましてもですね、熱心な役員さんがいらっしゃった時に、ことしは工夫してかなり活発に活動を展開したいというふうな場合にはですね、従前の補助の形式ではなかなかそういった熱意をくめない部分もございますので、それは地区の協議会を通じてそれぞれ御相談しながらやって個別対応しているものですから、そういった場でまたそういった活動は活発になるような方向で御相談させていただきますのでよろしくお願いします。

太田茂実委員 事業計画によって補助金が左右されるというか、やはり見返りがあるというようなことにしないと、一律に何でもばらまきということでは、せっかくの500万円のお金が生きてこないというふうに私は思います。

それからもう1点いいですか。補導委員の活動補助金、これはどういう単位ですか。

こども課長 補導委員につきましては、報酬でお願いしておりまして、それは実際に補導活動に参加していただいた回数、1回いくらということで単価を決めさせていただきましてお願いをしております。以上です。

太田茂実委員 補導は各区によって違うと思うけど、どんな具体的に活動をしておられるのですか。

こども課長 各区の人数ですか。

太田茂実委員 活動状況は。活動内容。

こども課長 この99人が、14班、地区の近いところというふうなとこで、14班を編成しておりまして、その編成された班ごとにいわゆる街頭補導のコース設定をしております。したがいまして、その地区にある子供の集まりやすいとか、行きやすい店ですとか、ゲームコーナーを持っているところですとか、そういうところを中心に各班で決めて巡回していただいていると。また地区のいわゆる行事、お祭り等がありますけれども、そうした際も巡回補導をしているというふうな活動をしております。

太田茂実委員 なかなかね、補導する大人の言うことを聞かなくて困ると、聞かなくてというか、例えば列車補導なんかもあるけれど、例えば通路に座ってると注意してもおばさん関係ないじゃないかと言われてとにかく大変だと。だからそれなりの資格というかね、そういうものを持ったきちっとした指導をしていかないと、そういった効果も得られないというふうに思うのですよ。ただ地域から選ばれたからって言って歩いていてもね、だからその辺もやっぱり少し補習というか講習を受けて、そして補導の仕方も気をつけていかないと、傷害事件にまで発展しそうなようなそういう状況があるようですから、その点も本市ばかりでなくてね、近隣市町村も連携しながらやっていかないと、今の子供たちはなかなか個性が豊かなもんだから、そういうわけのようですから、そういった点をぜひまた充実できるようにお願いしたいと思います。

委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

金子勝寿委員 ちょっと決算と離れますが、旧図書館の後利用の研究段階というか、状況を教えていただければ。

生涯学習部長 現在耐震診断をしております。なからなから結果的には出ているようなんですが、耐震の補助はすることはないと。補強は十分満たしているということで、今後は少し見直しも含めまして、少なくとも12月くらいに補正を出しまして4月から新たな体制でというか、新たな貸館と言いますが、そういう予定でいます。

金子勝寿委員 じゃあ 1 2 月には旧図書館の空間の使い方というのを出す予定だということですが、具体的に もし話せれば。

生涯学習部長 そこら辺の点につきましては、今これから検討するところでございまして、どういうふうになるかということはまだ申し上げられないんですが。

委員長 ほかによろしいですか。それでは14目のところまで終わったということで、先へ進みたいと思います。6項保健体育費について説明をお願いしたいと思います。

スポーツ振興課長 それでは決算書 3 1 6、3 1 7 ページをお願いいたします。決算説明資料につきましては 6 8 ページでございます。保健体育費の主なものについて御説明をいたします。まず1 目保健体育総務費の一番 上でございますが、委員等報酬、こちらにつきましては、生涯スポーツ推進のために充当しております体育指導 委員 3 2人とスポーツ普及員 2 8人分の報酬でございます。

次に上から4つ目の白丸、保健体育総務補助費、319ページをお願いいたします。一番上、体育事業推進協力者等謝礼136万円余でございますが、これにつきましては中学校部活補助者、社会体育指導者が部活の補助をしておりますけれども、この補助者の謝礼ということで市内中学校5校30人分の謝礼と、それから学校解放の小中学校正副両委員長それぞれ2人掛ける15校分30人分の謝礼でございます。

次に上から2つ目の白丸でございまして、市民スポーツ振興事業の中から上から5つ目、健康スポーツ都市宣 言事業委託料。これにつきましては平成元年の健康スポーツ都市宣言を契機に始まりましたファミリースポレク フェスティバル、昨年につきましては市制50周年のメインイベントという形の中で開催をいたしまして、実行 委員会へお支払いしたものです。参加人数につきましては延べ人数でございますが、約3,000人の方が御来 場いただきました。その下の体育振興事業委託料につきましては体育協会、競技部の事業経費等でございまして、 体育協会へお支払いをしたものでございまして、体協競技事業の258事業が行われております。その下の健康 体力づくり推進事業委託料275万円余でございますが、その主なものといたしましては、一昨年まで小坂田公 園を発着としまして開催いたしておりましたアルプス展望ロードレースから、市制 5 0 周年を機にリニューアル という形の中で、アルプス展望ロードレースにつきましては、御承知のとおり山麓線がコースとなりまして、非 常に起伏の激しいコース。それから観客があまりにもいないということで、年々参加者が減少してまいった傾向 がございまして、もう少し起伏のないコースという形の中で、松本歯科大学陸上競技場を発着といたしまして、 奈良井川沿い、あるいは郷原街道を走るコースにリニューアルをして開催となりました。この実行委員会へお支 払いしたものでございますが、昨年エントリー数1,357人の方が参加されまして、盛大に開催されました。 その下の地区体育振興事業委託料につきましては、市内10地区のスポーツ振興事業、これを体育協会へ委託し ているものでございます。地区体協164事業でございます。一番下の体育協会活動補助金につきましては、体 育協会の事務局運営の安定と、運動の推進のための経費を補助したものでございます。

それからその下の塩尻トレーニングプラザ管理運営費 1 , 1 5 0万円余でございますが、財団法人体力づくり 指導協会へ管理運営のための委託料を支出したものでございまして、体力づくり指導協会は指定管理という形の 中で平成 1 9年から 5年間の契約をしているものでございます。

次に2目体育施設費でございます。体育施設を管理していく上での経費でございます。 2つ目の白丸、体育施設管理諸経費4 ,300万円余でございますが、その一番上、臨時職員賃金につきましては、主に市民プール1 1人分の臨時職員賃金。その下の臨時作業員賃金につきましても、主には市民プールのアルバイト7人の賃金でございます。それから3つほど下がりまして電力使用量1 ,175万円余でございますが、これにつきましては市内体育施設の電気料でございまして、学校夜間照明設備の電気料も含まれておりますのでお願いいたします。次に321ページをお願いいたします。上から11ほど下がりました黒ポツ体育施設管理委託料につきましては体育施設整備作業、球場の整備ですとか、草刈り、せん定等々をシルバー人材センターへ委託したもの、約270万円余。それから体育館、市営球場、中央スポーツ公園の管理などを体育協会へ委託したもの、888万円余が主なものでございます。その下6つほど下がりまして、中央スポーツ公園サッカー場芝管理委託料、これにつきましては天然芝の維持のための経費でございまして、良好な維持管理と環境整備に努め、利用者の利便が図られたものであります。面積といたしましては7,150平方メートルでございます。

最後になりますけれども、体育施設整備事業でございます。2,390万円余でございますが、一番目の新体

育館測量調査委託料につきましては、中央スポーツ公園周辺の交通量調査を行った委託料でございます。次の市営球場整備工事につきましては、球場北側に宅地造成されたということがございますし、ここに一般住宅が8棟ほど建てられました。それから高出保育園が移築されたということに伴いまして、近隣住民等の安全を図るために、球場の北側、高さにしまして19.7メートル、それから長さ20メートルの防球ネットとあわせまして、高さ10.8メートル長さ40メートルの防球ネットを設置したものでございます。この工事費につきまして1,123万5,000円でございますが、地域活性化公共投資臨時交付金で100分の100補助でございます。次の楢川体育館改修工事でございますが、以前から指摘をいただいておりました、高圧受電設備の改修と、自動火災報知器の交換を行ったものでございまして、これにつきましても経済危機対策交付金で129万3,600円、100分の100補助事業で行いました。最後になりますが、市民プール整備工事につきましては、小坂田公園の幼児用プールの配管改修工事75ミリ管で長さ184メートル、これにつきましては市単で行いました。それから流水プール周辺のゴムチップ舗装約350平方メートルございます。それからスライダープールの塗装203平方メートル、これにつきましては昨年度補正をお願いいたしまして760万2,000円でございますが、これにつきましても、経済危機対策交付金で100分の100補助ということでございます。いずれにいたしましても、利用者の安全確保に努めたものでございます。以上、主たるものにつきまして御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

委員長 委員の皆さんから御質問をお願いいたします。

副委員長 スポーツ振興というか、健康づくりというか、この全体的なことなんですけれど、昨今各自治体でもって高齢者の体力づくり、健康で長生きをしてもらうということで、そういった取り組みがなされているわけですけれども、塩尻市では今特にそういうようなことをやっておられますか。

スポーツ振興課長 特別高齢者ということではないのですけれども、高齢者の健康づくりにつきましては、健康づくり課のほうで、いきいき貯筋倶楽部 いわゆる筋力を貯めるという貯筋倶楽部という講座を各地区ごとに実施しておりますし、私どもでは、昨年で3年目になりましたけれども、健康づくり課とタイアップしましたヘルシーフィジカル教室、これは高齢者対象ということではありませんが、おおむね50代以上の方が50人ほど参加してウォーキングを中心に行っています。あと体育協会のほうでは、それぞれ北小野の2地区でございますけれども、高齢者を対象としたいきいき元気づくり大学という講座を実施しております。というのがあります。

副委員長 全市的なしっかりした取り組みというものも必要だと思うんですよね。小さいというのか、ちょこちょこやっていくんじゃなくて、もっと宣伝をして高齢者の方々に家の中に閉じこもっているんじゃなくて、各分館ごとくらいの単位で、各地区くらいの単位とかね、そういった単位でもっと気軽に参加できるような取り組みを、結構全国的にはそういった自治体が多くなっているみたいですので、そういった取り組みをもっと全市的な形でもってやっていく必要性があると思うんですけども、検討をしてもらいたいと思います。

スポーツ振興課長 いずれにいたしましても、市内老人クラブ、あるいは地区、地区体育協会につきましては、それぞれ高齢者等の事業を毎年実施しておりますが、聞いてみますと、例年実施すると参加者が例年同じようだという傾向もございますので、なるべく寝た子を起こすではありませんけれども、大勢の、いずれにいたしましても元気な方しか出て来れませんので、介護されている方を引っ張って来るということは、これはもう無理がありますので、なるべく大勢の方が参加できるようにそれぞれ地区等々計画する中で。

生涯学習部長 先ほどの、要するにスポーツと健康の関係ですけれども、この前、小野議員からも指摘があったのですが、今後は軽スポーツを利用と言いますか、していろいろな方の健康を図っていくということなんですけど、今団塊の世代の方が退職されておりますけども、その方々は割合群れを組むとかそういうことはあまり好きじゃないものですから、一人でウォーキングをされて効果を期待するとか、せいぜい夫婦でやるとか、そういうような方が多いものですから、できるだけ私ども市も今後は公民館とか、いろいろな団体とタイアップして、さらにスポーツを利用して健康づくりに役立てていきたいと考えております。以上であります。

永田公由委員 体育協会へね、市からいわゆる活動補助金とか、施設管理委託とか、事業委託とかというので、 年間総額で大体どのくらい出ているかということは、今わかりますか。

スポーツ振興課長 先ほども御説明いたしましたが、まず競技部関係の振興事業委託料約1,250万円。それから地区体協が540万円。これで約1,700万円。それから事務局等の補助金820万円。あわせて約2,000万円。

永田公由委員 事業と補助金で2,000万円。施設管理の委託の1,100万円は違うんですか。

スポーツ振興課長 済みません。今のは委託料と補助金でございます。それから施設管理の委託料につきましては、先ほど市内体育施設の委託料ということで体協へは888万円ですから約2,900万円ほどです。

永田公由委員 それでこれらについての報告というのはどういう形で受けられていますか、体協から。いわゆる決算ですね。

スポーツ振興課長 それぞれ委託料、地区あるいは競技部の関係の委託料につきましては、毎年3月に決算報告をそれぞれに受けておりますし、補助金につきましては主なものは人件費でございますので、これにつきましても決まった支払いという形になっております。いずれにいたしましても、私どもで報告を受けて、市の監査員からも監査を受けております。

永田公由委員 なぜこんなことを聞いたかというと、地区体協の中に、結構留保するお金を持っているところがあってね、区長会なんかでもう体協へそんな補助金出すことはねえじゃねえかっていうようなことがちょっと あったもんで、この本部は持ってないですよね。いわゆる積み立てなり、内部留保という形ではないですよね。

太田茂実委員 体協はNPOだから特定非営利、営利を出さなきゃいいんだけど、問題はやっぱり今永田委員も言われたように、市からほとんど名目は違うけどほとんどお金が出ている。この監査を内部だけで監査すること自体がおかしいんですよ、と私は思う。だから出した側の行政側で監査する、と私は思うのだけど、どうですか。自分たちで自分の監査してたじゃ、体協は使い方おかしいんじゃないか。

スポーツ振興課長 毎年私どもで監査をさせていただいて、なおかつ監査委員さんからも監査していただいて います。

太田茂実委員 さっきは永田委員さんの答弁には監査してないって言ったじゃないか。

スポーツ振興課長 いやさっきそういう答弁でした。

太田茂実委員 さっきそのことで、地区体協は164事業 これは10地区全体で164で。

スポーツ振興課長はい。

太田茂実委員 で、市の体協には707万円の事業の委託をすると。地区体協に対しては、これは申請によってその事業に対して委託するわけですか。

スポーツ振興課長 地区体協につきましては、各地区の人口割それから均等割ということで、3年に1回ずつ 見直す中で委託料を出しております。

太田茂実委員 さっき永田委員は地区によってはお金が余っていると、留保しているんじゃないかと言っていたが、地区によっては区から助成を受けて、また地区からも助成を受けてということだから、その辺がちょっとよくわからないんだけど、その事業の内容というのは、市でもその委託料を出すからには内容をチェックしているわけですね。

スポーツ振興課長 事業の内容につきましては、各地区特色をもってやっていただいているところもありますし、共通している部分では運動会ですとか、そういう部分もございます。地区体協へ出している事業をいちいち市側でチェックはしておりません。これは体協へある程度任せている部分です。各地区でお金が余っているかという点につきましては、これは例年、例年と言いますか、昔からの課題でございますけれども、各地区いわゆる区によって体育協会に、例えば大門あたりだと協力金というような形の中で1戸あたり年間2,000円とか払っている区もあれば、片丘みたいに、片丘はたまたま5地区ございますけれども、区によってばらばらで1戸300円出しているところもあれば、一銭も出していないといった部分もありますので、各区によってばらつきが非常にあります。これを統一するということは、それぞれそこに住まわれている住民の方の意識も違います。というのは体協については昔から好きな者がやっているから、我々がお金を積まなくてもというような考えのところもありますし、年々競技スポーツから生涯スポーツの推進という形に体育協会の事業も移行してきております。競技スポーツについては継続してやっておりますが、生涯スポーツ、いわゆる健康スポーツに対しても意識を改革して実施するようになってきておりますので、ただその辺の意識がすべての方たちまで行きわたっていない部分もございますので、地域ごとのバランスに差があるといった点で、各戸からもらっているところについてはお金が余ってしまうという結果が出ることもあろうかと思いますし、全くかつかつでやっているような状況のところもありますので、その辺は御理解をしていただければと思います。

太田茂実委員 今言われたように、競技から生涯スポーツということに移行されてきていることは事実で、ただ、何と言うかな、遊離しちゃってるんだね、好きな者は好きな者、そうでないものは健康のためにやるものというふうに遊離されちゃって、しかも、しかし区の会計からそういうものが出ていると、今度その辺に目をつけられて、目をつけられるというか、変じゃねえかということになっちゃうかもしれないけど、それと、地区によって競技人口というのがかなり違ってきていると思うんですよね。だから、そういった面も含めて、この委託料というのは精査して出してもらわないと、いろんなことで不公平が生じるというふうに私は思うので、ぜひそんな点をお願いしたいと思います。

スポーツ振興課長 今年がちょうど見直しの年になりますので、その辺も考慮して委託料の見直しをしていき たいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 ほかに。

中村努委員 市の体協と地区体協の関係性なんですが、地区体協は市の体協の下部組織ではないというふうに 理解しているんですが、正確にはどういう関係性なのか。

スポーツ振興課長 市の体育協会は現在加盟 4 4 団体です。それにはいわゆる競技部、野球ですとか、ソフトボール、バレーボールそういう競技部と、それから地区体協 1 0 地区、これも加盟団体となっていますし、あと

はスポーツ少年団といったような団体が体協加盟団体という形になりますので、下部組織と言っていいかどうかわかりませんけども、一応総もとはNPO法人塩尻市体育協会になっているけれども、そこに加盟している団体の一つととらえております。

生涯学習部長 地区体協はですね、体協の社員なんです。それで体協の中から、今理事が8人いるわけなんですけれども、地区体協から4人理事を出せということになっています。社員というのは通常の民間の会社の社員じゃなくてですね、社員というのは団体を構成していく構成員という形で、地区体協は体協の中の主たる構成員だというふうに私は思っています。

中村努委員 市と地区体協はどういう関係になっていますか。

生涯学習部長 市と地区体協というのは直接的に今の組織でいきますと、関係がないのですけど、一応市の体協を通じて社会体育の振興ということで、先ほどから申し上げているように、委託料をお支払いしているということであります。

中村努委員 実際はね、市の体協というのは地区体協も構成員として入っているけれども、やっぱり競技スポーツの集団だと思うのですね。競技スポーツのほうにしっかりなっていただいて、健康づくりであるとか地域のコミュニティづくりのための体育行事の運営だとか、やっぱそういうのは、私は切り離したほうがいような気がしていますので、また今後あり方をよく考えてください。

生涯学習部長 確かに御指摘のとおり、なかなか体協の役員の皆さんは地区体協は体協でないというふうに考えている方がいて、そういうものではないというふうに私どもその都度御説明申し上げているんですけれども、 実態としてなかなかいかない部分がありますので、今後また体協と話し合いをする中でいい決定をしたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

副委員長 地区体協のことが話に出ましたので、ちょっと伺いたいのですけれども、地区体協といっても組織的に各地区によって違うと思うのですけれども、例えば洗馬体協は公民館長が地区長になっていますけれども、公民館とすみわけがよくわからない。会計をやっている担当者は公民館のほうの会計をやって、私どもは主事になりますけれども、この主事が地区体協の会計もやっているというようなことで、公民館事業でやる競技会なのか、体協で主催をしているのかよくわからないというのがあるんですけれども、地区によってこれは違うと思うのですけれども、それはどのように把握していますか。

生涯学習部長 今、公民館と体協が一緒なのは洗馬地区だけでございます。ほかの地区につきましては、すべて体協と公民館とは分離しております。中には一応表向きは分離しているんですけども、内容は一緒にやっているというのは、これは2、3ありますけど、ほとんどのところは今体協は体協で事務局をつくりまして、独自にやってきているということで。これは今までの、昔は、公民館の主事の方が地区の公民館主事、それから区の公民館の主事が体協、どっちがどうだかわからない。むしろ体協のほうが役がというか回数が多くてですね、公民館の主事じゃなくて体協の事務局じゃないかというようなことがありまして、そこら辺のところを明確に公民館事業、体育事業と明確にするということでNPOにしているわけなのです。

副委員長 地区体協のほうもNPO化するというような話も聞いているんですけど、その話は聞いていますか。 生涯学習部長 地区体協は塩尻市体協のNPOの中の構成員ですので、地区体協を独自にNPOにするという ことは、そういう考え方はないです。 **太田茂実委員** ちょっといい。319ページのトレーニングプラザの利用者というのは何人か、把握していますか。

スポーツ振興課長 ヘルスパ塩尻の関係につきまして、ここにつきましてはスポーツプラザ、トレーニングプラザとわかれるわけですが、トレーニングプラザは平成21年度の利用者につきましては、3万3,219人でございまして、平成20年度と比較しますと1,600人ほど減という形で推移しております。

太田茂実委員 これはさっきも聞きましたけど、指定管理でいつまでですか。

スポーツ振興課長 5年間ということで平成19年度から平成23年度までです。

太田茂実委員 来年までですか。

スポーツ振興課長はい。

太田茂実委員 これからはどういう、どんな傾向になるのですか、平成24年度以降は。

スポーツ振興課長 前回の時も公募という形の中で、体力づくり指導協会が指定管理になったんですけれども、 この再来年平成24年度からにつきましても同様なことで募集していくというような形になります。

太田茂実委員 まだ来年のことですからあれですが、それこそ体協でこれも含めて管理、施設管理の問題もあるだろうし、そういうことでしたらもう少し安く上がるとかね、そういうふうに思いますが。それはその時でいいが、私はそういうように思うが。

スポーツ振興課長 体育協会でというのはちょっと今の時点では難しいかなというふうに思います。それとですね、私どもここにつきましては、建物自体スポーツプラザとトレーニングプラザにわかれていまして、スポーツプラザの部分につきましては、一部が体力づくり指導協会でプールとサウナ部分については持っておりますので、そういった中で受付事務等につきましては一カ所で行っているというような問題もございますので、なかなか体育協会あるいは他の団体がということは少し難しいかなというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

太田茂実委員 関心を持って、その時期になったら関心を持っていくということで。

金子勝寿委員 関連でちょっと、モニタリングの結果はどうなっていますかね、5年目の見直しで。結局今、課長自身はその先もこのままという話だったけど、審査会を開いて公募、非公募を決めるわけですよね。その手前にモニタリングの話が出て来ないのに、もう次任せるなんて発言はちょっとどうかなと思うのですが。ちょっとその辺のモニタリングの結果をお願いします。

スポーツ振興課長 モニタリングの話につきましては、今年変更しまして、来年度1年間かけてやりますという形ですね。

金子勝寿委員 変更というのはどういう変更があったのですか。

スポーツ振興課長担当のほうから。

体育施設係長 今指定管理で5年間の基本協定というのを結んでおりまして、その中に今現在はモニタリング の条文がありませんので、そこを変更しましてモニタリングを十分にやってという基本協定を変更しまして今後 やっていくということになります。

金子勝寿委員 じゃあその変更というのは、ガイドラインができたことによって変更を加えたと、それは先方 も両者合意の上でということでいいですか。 体育施設係長 市の統一したガイドラインができましたので、それに伴って変更したものです。

金子勝寿委員 再三申し上げていますが、そのガイドラインは、結局利用者の満足度とコストの削減というのは図られたのかどうなのかというのは、チェックするしかないんですけれど、ガイドラインみたいなものが、人から見れるガイドラインができたと思うので、本当は、ここで資料請求ちょっとできれば。今の決算では無理だと思うので、次回以降もう少し丁寧にモニタリングの結果等は報告するようにお願いをしておきたいと思います。

スポーツ振興課長はい、わかりました。

永田公由委員 この体育協会のいわゆる地区じゃなくて、本部のNPO法人塩尻市体育協会の平成21年度の 決算書というのは資料として出していただけますか。

スポーツ振興課長はい、それは問題なく出せます。体育協会総会の中にも出ておりますので。

永田公由委員 午後にも。

スポーツ振興課長はい。

委員長 それでは、この5款保健体育費のところよろしいでしょうか、これで。

〔「はい」の声あり〕

委員長 そうしますと、当委員会に付託されました部分につきましての審査を、質問については終わってきたわけですが、最後に御意見等述べられる委員はございますか。改めて全体を通して、質問で落としてしまったということでもいいと思いますし、また全体としての御意見。

永田公由委員 福祉教育の関係の各審議会とか協議会、年に1回とか2回開かれているのですけど、出席者のばらつきがあるんですよね。100%出ている審議会もあれば、2回開催しても半分しか出ていないというような、そういった部分でもう少し委員の皆さんに自覚をしていただいて、できるだけ100%に近い出席率になるようにお願いをしたいと思います。

委員長 ほかに御意見いかがですか。

では、意見がないようですので、以上をもちまして平成21年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定中、福祉教育委員会に付託されました、歳出2款総務費中1項総務管理費8目地域づくり振興費のうち協働のまちづくり推進事業、14目人権推進費、16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)5款労働費中1項労働諸費4目ぶれあいプラザ運営費、10款教育費についての審査を終了といたします。

〔「可決は」の声あり〕

委員長 終了いたしましたので、これから皆さんの決定をしていただきたいと思います。それでは、ただいま 読み上げました部分につきまして、決算認定につきまして提案どおり認定すべきという決定でよろしいでしょう か。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもちまして、平成21年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について当 委員会に付託された部分について認定すべきものと決定いたしました。

議案第3号 平成21年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 引き続いて、福祉教育委員会の第3号議案平成21年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題といたします。

人権推進室長 それでは決算書の371ページからごらんいただきたいと思います。これにつきましては塩尻市住宅新築資金等貸付条例に基づきまして、住宅の新築資金また宅地の取得資金等を貸し付けているものでございます。平成21年度の歳入合計は198万1,476円、歳出合計197万4,312円、差引額7,164円を平成22年度へ繰り越すものでございます。それでは項目別に御説明を申し上げます。まず歳出から御説明を申し上げます。決算書の380、381ページをお願いいたします。なお決算説明資料におきましては79、80ページですのでよろしくお願いいたします。

まず歳出でありますけれども、主なものは公債費でございます。元金と利子の償還でございます。元金につきましては長期債、この原資としましては簡保生命をお借りしましたけれども、その4件分の元金償還が148万1,059円、利子でございますが、長期債利子償還金としまして13万1,253円でございます。その下の繰出金につきましては、歳入増のため一般会計へ36万2,000円を繰り出したものでございます。

次に歳入の説明をいたします。376、377ページをごらんいただきたいと思います。まず貸付金の元金収入でございますが、住宅新築資金の元金収入が126万6,578円ございまして、内訳ですが、現年分1人、滞納分として2人分でございます。2の宅地取得資金の元金収入でございますけれども、37万3,426円でござまして、現年分が1人、滞納分が1人ございます。次に利子でございますが、1の住宅新築資金の貸付の利子収入が23万5,440円、内訳でございますが、先ほどの元金と同じく、現年が1人、滞納が2人でございます。その下の宅地取得資金貸付金利子収入でございますが、5万2,726円でございまして、現年が1人、滞納が1人でございます。それから平成21年度につきましては、一般からの繰り入れはございませんで、3の繰越金にございますように、平成20年度から5万3,306円の繰り越しをいたしたものでございます。以上でございます。

委員長 御説明をいただきましたので、委員の皆様から質問がございましたらお願いします。

永田公由委員 この収入未済額の1,455万円のうち、今合計で5人の方が、滞繰分が現年分で支払われていますよね、その人たちのいわゆる残債というか、それはいくらになるのですか。

人権推進室長 ここの未収額につきましては滞納金未収額でございまして、1人の方は現年分をきちんと収納しておりますので、滞納分のところにも未収額と一緒に加えまして、合計では1,500万円余ということで、 残が全体ではふえます。以上です。

永田公由委員 全体で 1 , 5 0 0万円で、そうするといわゆる滞って、いまだにもう何年も入っていないという方はいるわけですか。

人権推進室長 その方が1人ございまして、平成5年の1月以降滞っております。この方につきましては元金が368万4,000円余で、利息としまして68万5,000円余ということで、合計で436万9,000円余が1人、平成5年から滞っておる状況でございます。そのほかの方につきましては、昨年御本人たちと調整をしまして、わずかながらではありますが、月割りできちっと入っているという状況でございます。以上です。

永田公由委員 そうすると、平成5年から未納になっている方の430万円余というのは、どういう処理をさ

れているんですか。この中に含まれているの。

人権推進室長 その中に含まれております。以上です。

永田公由委員 いわゆる収入未済額の中に含まれているという解釈ですか。

人権推進室長 そのとおりです。

永田公由委員 これはだけど、平成5年でもう17年も入ってなくて、保証人も支払い能力がないということ だよね。

人権推進室長 前任からの引き継ぎと、昨年度も同様なことでされたんだと思いますけれども、一たん借りかえということが平成5年にありまして、その時からの分が現在まであるということ、そういうことでございますので、当時の最初の貸し付けにつきましての保証人というものがないという状況であると聞いています。最初の方の保証人ではないということです。

永田公由委員 いないってこと、保証人は、

人権推進室長 はい。

永田公由委員 その方の所在はわかっていますか。

人権推進室長 平成5年以降行方不明という、そういう形になっております。

永田公由委員 どうにもならないじゃん。これはなんとか不納欠損とか、そういう意味で一たんけりはつけなきゃいけないんじゃないの、こういうのは。

人権推進室長 実は、先ほどの担保資金のほうの償還でありますが、これが平成24年度で終了いたします。これにあわせまして市から返済することがなくなりますので、それまでに、そういったこともあわせて、例えば特別会計のほうの条例を廃止して、一般会計のほうで新たに、残っているところは個々に契約をして引き続いて入れていただくというようなことも考えられます。現在そういったことで庁内でこれから会議を立ち上げまして、そういった方向で検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

永田公由委員 それじゃあ、それは特別会計から一般会計はいいんだけど、この430万円をもうけりをつけたほうがいいんじゃないかという意味で、やっぱりこのまま17年も取れないものをこれから取れるなんていうことはまずあり得ないんだからさ。

人権推進室長 監査のほうからもそういったような御指摘をいただいておりますので、そういったことも含めて、例えば不納欠損ということもありますが、消滅時効というようなこともあると聞いておりますので、そういったいろいろな法律的な手続き等あると思います。そういったところを専門の方と御相談をして、何らかの方法で行いたいと思っていますのでお願いします。

委員長 よろしいですか。ほかには。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、よろしいですか。議案第3号平成21年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳 出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めます。全員一致をもちまして、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第6号 平成21年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 では次に進みます。議案第6号平成21年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 それではよろしくお願いいたします。決算書の407ページをお願いをいたします。歳入歳出の合計が出ておりますけれども、制度のあらましを、いま一度御説明させていただきますが、この奨学金制度につきましては、成績優秀で向学心がありながら、経済的な理由から高校または大学への就学が困難である人に対し、大野田育英基金それから育英基金を活用いたしまして、奨学金を貸与していこうというものでございまして、高校生につきましては月額1万円以内、大学生につきましては最大5万円以内という貸与を行っている制度でございます。平成21年度の決算状況につきましては407ページを改めてごらんいただきますが、歳入の合計が1,663万2,474円、歳出が1,659万7,474円ということでございまして、残高が3万5,000円という決算でございました。

それでは、事項別の明細から説明申し上げますので、412、413ページをお願いいたします。まず歳入のうち、1目利子配当金でございますけれども、育英基金の積立金それから大野田育英基金の積立金、それぞれの利子25万円余の利子の収入がございました。

それから、3の繰入金のうち基金の繰入金でございますけれども、これは基金から特別会計に繰り入れたものでございますが、育英基金の繰入金として12万円、それから大野田育英基金の繰入金として948万円を繰り入れたものでございます。なお参考までに基金の残高につきましては、大野田育英基金、これは大学生を対象にする基金でございますけれども、平成21年度末の残高が5,776万円余、それから育英基金、これは高校生を対象にした基金でございますが、平成21年度末が2,779万円余という基金残高になっております。

ページをめくっていただきまして4 1 4、4 1 5 ページでございますが、諸収入のうち貸付金収入でございます。 1 節の奨学資金貸付金収入、これは高校、大学でございますけれども、収入済額が4 6 5万円でございました。内訳は、大学生が4 3 4 万 5 ,000円で2 2 人分。それから高校生が30万 5 ,000円で9人分の収入をいただいたものでございます。収入未済額につきましては、大学が1人で52万 5 ,000円。それから高校生が1人で15万円ということで、収入未済になっております。それから2節の木曽広域連合の奨学資金貸付金収入でございますけれども、これは木曽広域連合の基金によりまして貸し付けを行っているものでございまして、償還のみとなっております。11人分の210万 8 ,000円が収入済みとなっているものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきますので、416、417ページをお願いいたします。まず1目の一般管理費でございますが、選考委員等にかかわる経費でございます。平成21年度の選考に対しまして、1回開催をいたしまして、報酬をお支払いをさせていただきました。

それから基金の積立金でございますが、育英基金、それから大野田育英基金、それぞれ利子、貸付金収入をそれぞれ積み立てたものでございます。

それから貸付金でございますが、一番最後になりますけれども、960万円貸し付けをいたしました。備考の欄にございますように、大学生が948万円、19人分でございます。それから高校生の貸付金は12万円でございまして、これは1人分の貸し付けとなっております。説明は以上でありますので、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは委員の皆様、いかがでしょうか。

副委員長 大学生の償還、返している方ですけれども、昨今大卒でもなかなか就職できないという方がいるんですけども、そういう対象者がいますか、返す方で。

教育総務課長 収入未済のところでも説明させていただきましたけれども、現在大学の貸付金をさせていただいた方で未収になっている方が1人いらっしゃいます。それが52万5,000円ということで、平成21年の納期到来までに未納のあった方ということでございまして、あとはそれぞれの方、ございますけれども、償還計画というものを立てて、何年度にいくら返す、ボーナス払いでいくら返すというようなものを、事務局のほうと相談させていただきながらやっておりますので、償還が難しくなったような状況になれば、また事務局のほうと償還計画の変更をいたしまして、今年度未納がないような形をとっております。今のところ大学生でお借りした方で、償還額が未納の方は1人を除いてはございません。

副委員長 もう1点、前から言われているんですけども、例えば卒業後、市内に帰って来られたと、就職した ということ等によって、償還の免除ということをやっておられる自治体もあるんですけれども、そういった方向 性というのは考えられませんか。

こども教育部長 確かにお話は前からいただいたり、私どものほうでも検討を今させていただいているところでありますけれども、やはり償還を免除するという基準と言いますか、非常に難しい部分がございまして、市へ戻ってくることということは一つの条件にしましても、じゃあ以後何年間いればいいのかとかですね、そもそも今のところはまだ原資若干がございますけれども、将来的にはこれが減していくということになれば、この奨学金を維持していくということになれば、また一般会計から繰り入れみたいな形も出てくる時に、果たして税金の使い方としてノーか、否というようなものも必ず出てきますので、そういうことも含めて検討させていただいておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、議案第6号平成21年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について、原 案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもって原案のとおり認めていくことと決定いたしました。 休憩を取らなかったので、ちょっと早めにお昼の休憩に入りたいと思います。介護保険については午後の時間から。きょうは午後1時からでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 では午後は1時からの開会となりますのでよろしくお願いいたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 それでは皆さん、午後の審査を進めていきたいと思いますのでお願いいたします。

議案第7号 平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 それでは平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 議案第7号です。お願いいたします。

長寿課長 それでは平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。決算書419ページをお願いいたします。なお決算説明資料は89ページから92ページまででございます。まず歳入合計は42億2,960万1,193円、前年比1億3,838万円余、3.4%の増で、歳出合計41億7,738万3,351円、前年度比1億6,783万円余、1%の増でございます。歳入歳出差引残額は5,221万7,842万円となり、実質収支額とし同額を翌年に繰り越したものでございます。

まず決算説明資料で介護事業の概要を御説明いたしますので、決算説明資料89ページをお願いいたします。 御説明を89ページでさせていただきます。まずこのページで介護認定者数等の概要について御説明申し上げます。数値は各年度末のものでございます。平成21年度は3年ごとに策定をしております介護保険事業計画で言いますと、第4期介護保険事業計画の最初の年度にあたります。介護保険制度開始から10年が経過し、全体として制度が市民に周知をされ、市民にとってなくてはならないものとなっているとともに、認定者あるいはサービスの利用者数の増加につきましては、なだらかなものとなっております。

- 1、介護認定者数等の推移、(1)の認定結果等の状況でございますが、第1号被保険者数は1万5,689人で、前年度比2.5%の増、認定者数ですが平成21年度末で2,677人、前年度比1.5%増、サービス受給者数は2,426人、5.5%の増加でございました。
- (2)認定者のサービス利用等内訳でございますが、サービス受給者数、右から3つ目の合計欄にございます。 2,426人、前年度比126人の増で、この2,426人の要支援、要介護認定者に占めるサービス利用率は 90.6%でございました。サービス利用率は前年度に比べ3.4%の増で、サービス未利用者は減少しており ます。
- (3)の認定者の要介護度別内訳でございますが、要支援1から要介護1までの軽度とされる方の人の割合は45.2%で前年度比2.6%の増、要介護2、3の中程度の中度者の割合は29.5%、前年度比は2.7%の減。要介護4、5の重度者の割合は25.3%で横ばいという状況でございます。
- 2番の給付実績の推移をお願いいたします。右から2つ目の合計欄にございますが、38億5,300万円余、 前年度比1億4,000万円の増で、3.8%の増でございます。
- 3番の第1号被保険者一人当たりの給付費は右から2番目の下から2桁目にございますが、年額で24万2, 383円ということで、前年度比1.3%の増でございます。概要でございます。

次に決算書のほうをごらんいただきたいと思います。436、437ページをお願いいたします。歳出から御説明申し上げます。1款総務費1項総務管理費は、介護保険事業に関する事務費でございます。前年度比1,360万円余の減額となっております。これにつきましては、前年度である平成20年度は制度改正に伴うシステム改修委託料、第4期介護保険事業計画策定委託料等があったことによるものでございます。

次に下のほうに行きまして、2項介護認定審査会費、これは介護認定にかかわる経費で認定調査員報酬6人分と、次のページ439ページの備考欄、一番上の黒ポツの臨時職員賃金が主なものでございます。備考欄7番目の黒ポツ、文書作成手数料は、主治医意見書の作成手数料でございます。

439ページの下段白丸、認定審査会委託負担金1,227万円余でございますが、松本広域連合の認定審査会にかかわる費用の負担でございます。

-番下の2款の保険給付費は、このあと437ページそれぞれの給付費の合計額がこの下段にございます。39億1,300万円余、前年度比4%の増でございます。

4 4 0 、4 4 1 ページをお願いいたします。 1 項の介護サービス等諸費は要介護 1 から要介護 5 の認定者にかかわる介護サービスの給付費でございます。 1 目居宅介護サービス給付費は、訪問でありますとか、通所、短期入所、福祉用具貸与サービス等の給付費でございます。支出総額は1 4億4,923万円余でございます。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護にかかわるサービス給付費でございます。支出済額は3億7,858万円余、前年度に比べまして8%ほど増加をいたしました。 認知症高齢者グループホームが2カ所、こまくさ野村宮の前、二チイのほほえみ塩尻が開所したこと等によるものでございます。

3目施設介護サービス給付費、こちらは特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設のいわゆる介護保険3施設の入所にかかわるサービス給付費でございます。年度末での入所者数は478人でございます。支出済額は15億918万円余でほぼ前年度並みでございます。

あと主なものを申し上げます。下のほうに行きまして、2項介護予防サービス等諸費、これは要支援1及び要支援2の認定者の介護予防サービス給付費でございます。支出済額は2億780万円余で前年度比4,884万円余、30.7%の増となりました。これにつきましては、平成18年度から介護予防型システムへの転換が図られているところでございますが、平成21年度末の要支援1、2の認定者数は平成20年度末629人から727人へと98人、15.6%の増となっていることや、介護予防サービスにつきましても制度開始から4年目となり事業が定着し、サービス未利用者の割合が減少していることなどによるものでございます。ちなみに要支援1、2のサービス利用率につきましては、平成19年度54.91%、平成20年度60.25%、平成21年度67.01%とサービス利用率は上昇しております。

4 4 2 、 4 4 3 ページをお願いいたします。個々の給付費の内容につきましては、先ほどの介護サービス等諸費と同内容でございますので、個々の内容については省かせていただきます。

下段にあります3項高額介護サービス等費は利用者負担の上限額を超えた場合に、超えた部分の額の給付をするというものでございます。

続きまして444、445ページをごらんください。4項高額医療合算介護サービス等費は、平成21年度から新たに設けられたもので、介護保険と医療保険の両方のサービスを利用した時の自己負担額を年間で合算をし、高額となった場合一定の自己負担額を超えた部分を支給する制度でございます。

中ほどにあります6項特定入所者介護サービス等費、施設への入所または短期入所での食費、居住費につきまして、低所得者の負担の軽減にかかわる給付費でございます。支出済額は1億1,970万円余でございます。446、447ページをお願いいたします。3款地域支援事業費でございますが、平成18年度に創設された事業でございまして、支出済額は1億800万円余、前年度比1,650万円、18%の増でございます。1目介護予防事業費の備考欄の白丸、介護予防特定高齢者施策事業の3つ目の黒ポツ、介護予防事業委託料は、65歳以上の方に対しまして、介護予防のお尋ね、あるいは介護予防健診等によって要支援や要介護となる恐れが高い

とされた方に対しまして、運動器、口腔機能の向上、閉じこもり予防等の事業を行ったものでございます。平成2 1年度の参加人数は1 3 0 人、延べ人数は3 , 1 6 0人でございました。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、対象者は65歳以上のすべての高齢者でございます。備考欄下から2番目の黒ポツ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料は、延べ参加人数は2,374人。次の黒ポツ、地域介護予防活動支援事業委託料は高齢者元気づくり広場事業の委託料で、参加延べ人員は5,805人でございました。448、449ページをお願いいたします。2款包括的支援事業及び任意事業費のうち1目包括的支援事業費、こちらにつきましては特定高齢者、要介護状態になる恐れが高い、虚弱な状態にあると認められる65歳の方に対しまして、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業等にかかわる地域包括支援センターの職員の人件費が主な内容でございます。支出済額は4,707万円余でございます。備考欄下から4番目の黒ポツ、高齢者等相談窓口等委託料692万1,000円でございますが、一般会計から組みかえたもので、市内6カ所の在宅介護支援センターに地域包括支援センターのブランチ業務として相談窓口業務や一人暮らし高齢者、高齢者世帯に対しまして、民生委員を通じて登録をされた高齢者に状況訪問相談等を行う、そういった業務の委託料でございます。

次に下段の2目の任意事業でございます。備考欄1つ目の白丸、介護相談員派遣事業でございますが、介護派遣事業所に介護相談員の派遣を行い、事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする事業でございます。

次に450、451ページをお願いいたします。1つ目の白丸、介護給付費等適正化事業は、介護給付費の通知を年4回、延べ8,796件に郵送で行ったもの。3カ月ごとにどんなサービスをどれだけ利用したか等をお知らせをし、利用したサービスに間違いはないか、過剰なサービスがなかったか等を利用者に確認をしていただくものでございます。

2 つ目の白丸、家族介護支援事業の一番下の黒ポツ、要介護者家族介護者慰労金2,850万円でございますが、要介護3以上の方の重度の方を御家庭で180日以上介護されている方への慰労金でございます。一般会計に盛られていたものを組みかえをしたというものでございます。

4款諸支出金の一番下の白丸、償還金3,400万円余でございますが、平成20年度決算に伴う国庫あるいは社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

452、453ページをお願いいたします。5款介護サービス事業費1項介護予防支援事業費1目介護予防支援事業費でございます。要支援1、2の方に対しまして、介護予防サービス計画の作成にかかわる経費でございます。平成21年度末における要支援者数は649人で、平成20年度に比べまして、作成件数により1,344件ほど増加、50.3%ほど増加しております。大幅増となりましたのは、要支援1、2の対象者が増加をしたこと、認定者の中に実際にサービス計画を立ててサービスを利用する方、サービスの利用率が増加をいたしまして、担当する職員の人件費を割り振りをしたものにより、この事務費が増加をいたしました。備考欄8番目の黒ポツ、指定介護予防プラン作成委託料1,046万円余でございますが、介護予防プランの作成につきまして、居宅介護支援事業所に委託したもの322人分でございます。

454、455ページをお願いいたします。6款の基金積立金でございます。1目介護保険支払準備基金積立金の一番目の黒ポツ、基金積立金3,700万円ございますが、保険給付費にかかわる平成20年度決算剰余金

から過年度分の償還金の財源を差し引きました3,700万円でございます。それと介護保険支払準備基金の運用利子18万8,000円、これを積み立てたという内容でございます。平成21年度末の当基金の残高は1億380万円余でございます。運用の内容につきましては、この決算書の581ページにございます。3つ目の黒ポツ、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子積立金8万8,000円余ございますが、平成20年度から介護報酬が平均3%改定されたことに伴う第4期介護事業計画にかかる介護保険料の上昇を抑制するための積立金でございます。運用の内容等につきましては、この決算書の587ページにございます。以上歳出でございます。

歳入につきましては、424、425ページをお願いいたします。ただいまの歳出に対する歳入でございますが、1款の保険料、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。右ページ425ページの調定額欄の4桁目、現年度分調定額がございます。8億1,180万円余で対前年度比4,886万円余、6.3%増で収納率は99.03%でございました。

中段より少し下、第3款国庫支出金でございますが、備考欄1つ目の黒ポツ、介護給付費負担金7億1,14 0万円余は、給付費に対する法定の国の負担率によるものでございます。

めくっていただきまして、427ページ備考欄1番目の黒ポツに調整交付金1億9,530万円余がございます。国が負担する25%とされているもののうち、20%までにつきましては定率で交付されるものですが、残りの5%相当につきましては、市町村ごとの財政の調整を行うもので、平成21年度の本市の交付割合は5.1%でございました。

次の黒ポツ、地域支援介護予防事業交付金802万円余は、介護予防事業に対して国が負担する25%分でございます。

中段の黒ポツ、地域支援包括的支援事業交付金2,220万円、及び任意事業交付金975万円余でございますが、包括的支援事業と任意事業に対する国の法定負担分でございます。

下のほうにまいりまして、4款支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料にあたるもので、備考欄1番目の黒ポツ、介護給付費交付金11億6,100万円余は、介護給付費にかかる法定負担分でございます。

428、429ページをお願いいたします。一番目の黒ポツ、地域支援事業交付金は第2号被保険者の法定負担分でございます。

5 款県支出金は 5 億 9 , 8 2 1万円余でございます。これにつきましても法定の負担で負担いただくもので、 負担率につきましては、備考欄にお示しをしてあるところでございます。

一番下に行きまして、6款繰入金。一般会計決算にございました、市からの繰入金5億9,483万円余でございます。

430、431ページをお願いいたします。これもそれぞれ法定の割合による下記給付金に対します繰入金でございます。おのおのの介護給付費、地域支援介護予防事業等に対しての法定の割合による繰入金でございます。 下のほうにまいりまして、2目の基金繰入金は介護保険支払準備基金、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金でございます。以上6つの款が主な歳入でございます。

434、435ページをお願いいたします。435ページ第9款のサービス収入2,234万円余は、地域包括支援センターの介護予防支援事業者としての介護予防作成計画の作成にかかわる事業費収入でございます。利

用者数は469人、計画作成延べ件数4,014件にかかわるものでございます。以上介護保険事業会計の特別 会計の決算について申し上げました。

委員長 説明を受けましたので、御質問をお願いいたします。

副委員長 451ページの真ん中辺の成年後見制度利用支援事業というところですけれども、これはなかなか 一般の人には認知をされていない法制度だと思うのですけれども、どういうような形でこれは利用を支援するのか、こういった制度がありますよという、どういう方に対してやっておられるのか、平成21年度にこの制度を利用した件数等を教えてもらえますか。

長寿課長 担当の係長から御説明いたします。

介護予防係長 成年後見制度につきましては、一般市民を対象にしまして広報等の活動をしております。また 具体的には、判断能力がなくなりました高齢者の方に対しまして後見人をつけるということで、契約のですね、本人にかわりまして契約をするだとか、本人の金銭管理等をするということが主な内容になります。それで、親族の4親等の方が基本的には成年後見人の申請を家庭裁判所にしまして、成年後見人をつけるというような形になっておりますが、申立人がいないということになりますと、塩尻市の地域包括支援センターのほうで市長申立てということで、親族にかわりまして申し立てをするというような業務になります。昨年度につきましては、市長申立てにつきましては、件数としましてはございません。なかったわけですが、新年度につきまして、今年度におきましては、現在も3件ほど申し立ての準備をしておりまして、昨年度から親族調査だとかそういったようなことで調査を行って引き続いて行っている状況でございます。

副委員長 具体的に、誰がそういった制度をお話するのか、民生委員の方がこういった制度がありますからというようなことで相談を持ちかけるとか、あるいは職員が直接行ってやるのか、最初の出発点はどこになるのですか。

長寿課長 出発点はですね、まず基本的には私どものほうでもって、相談に来た皆さんの個々のケースでもって、この方は成年後見をお勧めしたほうがいいのではなかろうか、地域包括支援センターの相談の中でまず窓口で受け付けると、あるいはケアマネージャー等から、ケアマネージャーの業務をやっていく中で、この方は認知症が進んでいるので何らかの支援が必要だということで、私どものほうに持ちかけられるのが主な経路でございます。

副委員長 相談に来られる方はいいのだけども、認知症の方の問題だと思うのだけども、認知症の方はこの制度があることすら、話しても内容を理解してもらえないし、要するに財産ということですから、遺産のことの問題になりますので、なかなか親族の争いというのが今の世の中ですからありますので、こういったものをやっていくというのはね、中には変な業者が入って成年後見人に自分がなりすまして、まきあげるというようなこともあるみたいですので、特に地区では民生委員さんがそういったところをケアしているはずだと思いますので、民生委員さんにもこういった制度があることをよく理解してもらって、そこから相談にのってもらうとかね、親族の方もおられるから、ない方もおられると思うのですけれども、ないというのか一人暮らしでしておられる方は、うちの方はもちろんいるわけないと思うのですけれども、そういったきめ細かくもっとやったほうが、いろいろな面でトラブルがないんじゃないかと思うのですけれども。

長寿課長 権利擁護に関しまして、成年後見制度も含めまして、広報で年に1回広報したところに、民生委員

さんには成年後見制度に対するパンフレットをお配りをし御理解を求めて、民生委員さんからの情報について私 どもも地域在介を含めて、あるいは直接も含めてなるべく注意をしているところでございます。御指摘のように この制度がまず市民の皆さんに周知しきっていない、あるいは御利用がなかなかしにくいというのは私どもも承 知をしておりまして、今後はさらに P R が必要だというふうに感じております。

副委員長 はい、よろしくお願いします。

委員長 ほかにいかがですか。

中村努委員 介護慰労金の関係ですが、一般会計から特別会計に移ったということで、これは確か介護保険制度が始まる前から市単独の事業としてあって、介護保険が導入されて、本来はなくなるべき制度を何とか要望があって持ち続けてきているところだったような気がします。ここへ来て特別会計の任意事業として、このメニューに入って、当然任意事業に対する交付金の対象にもなっているかと思うのですが、この辺の変化の経過をちょっと説明してください。

長寿課長 お話のように介護慰労金につきましては、市町村によりましては介護保険が始まったということで順次減額をしたり、あるいはほとんど廃止をしたというところが多くございます。塩尻市におきましては介護慰労金につきましても、昨年度から若干額の減額をさせていただいたというところでございます。任意事業の関係、考え方でございますが、平成18年度から国のほうで地域支援事業というのが設けられた時に、任意事業の内容といたしまして、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対して、地域の実情に応じた事業をやっても良いということで、塩尻市におきましては一般会計でやってきたわけですけれども、任意事業につきましては財源として市の負担が20%、あとは国・県の負担がある中で、地域支援事業を保険給付費の3%までみてもよいということになっておるわけなんですけども、地域支援事業の中で一般財源でみるものを、事業をやって行く中で少しでも一般財源のできるものを少し軽減できないかということで、年度中途でありましたがほかの委託費あるいは人件費の組みかえ等によって、地域支援事業の部分が減った分を一般会計から組みかえをしたというような内容でございます。

中村努委員 本来ならば、趣旨は、従来は違ったものなんだけども、塩尻市としてはしっかり介護事業のサービスの位置づけとして要介護の家族への慰労金というものは必要だということが、しっかり認められたという解釈でいいですか。

長寿課長 この介護慰労金の必要性については特に考え方を改めたわけではございません。依然として御家庭で一定期間介護されている方には慰労金が必要であるという理解でおります。一般会計から介護特会に組みかえましたのは、介護特別会計の中の地域支援事業の中の人件費の一部をサービス事業会計のほうに回した。要支援1、2の方の介護サービスプランについては介護報酬から収入がございますので、そちらに人件費を回したことによって浮いた分。それから介護予防事業の特定高齢者の委託料が思ったほど伸びなかったことによりまして、給付費に対する介護支援事業の枠に余りと言いますか、余裕が生じましたので、一般財源を減らすという意味で特会に持ちかえる組みかえをしたもので、特に位置づけにつきまして大きく考えが変わったというわけではございません。

中村努委員はい、わかりました。

委員長 ほかにいかがですか。

今、特定高齢者の事業の話が出たんですけれども、その特定高齢者に対する事業については、介護保険制度の中で何かメニューとかも決まっているのですか。

長寿課長 介護保険の中ではメニューが決まっているところでございまして、特定高齢者につきましては国の 決めたメニュー、4つでございますが、運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善、閉じこもりうつ予防、 これは国のほうから示されている4つのメニューでございます。平成21年度はそれに従って事業を行ったとい うことです。

委員長 そうすると、その4つのメニューの具体化については、それぞれの市町村が主体性を持ってやることができるということですか。

長寿課長 具体的な内容につきましては、市町村によって委託先あるいは直営でやる、あるいは細かい内容につきましては独自性が図られるというものでございます。

委員長 はい。ほかにはないですか。

太田茂実委員 予防事業のですね、参加人数というのは昨年にというか、前年に比べて参加者は多くなってき たわけですか。

長寿課長 今の介護予防特定高齢者事業の介護予防につきましては、平成21年は実人数は130人、前年度は140人と、10人ほど減少したところでございます。延べ人数につきましては3,160人、前年度より延べ人数については増加をしたという内容でございます。

太田茂実委員 ふえないということは予防事業に参加しないということだから、しかし高齢者はふえていると、こういうことの中でこれをふやすにはどういう施策を講じていきますか。

長寿課長 介護予防のお尋ね、あるいは介護予防健診により対象者となった方につきましては、おのおの、対象者となりましたのでサービスを御利用くださいといって御案内をし、それでも参加、御利用いただけない方につきましては、職員がまた電話等で改めて御利用の呼びかけをしているところでございます。介護予防健診で対象者となった数につきましては減少しましたが、サービスの参加率につきましては上昇しているというところでございます。

太田茂実委員 なかなかね、認識をしてないんだよね。要するに介護介護と言っても、実際問題介護される状態に陥った時のことをなかなか考えられないから、元気なうちは、それこそ、そのお知らせが来ると何を言ってるんだというような逆に反発をくらう、反発する人が多いというか、結構いるんですよね。だからそういった人に対して今後どうして進めていくかということが大きな課題だというふうに思うんですよ。ということは、介護給付費を減らすには、やはり予防して早く対応するしかないことだから、そういったことでぜひ一つきめ細かく、あまり気分を壊さないように上手に予防を、えらいですけどね。

永田公由委員 89ページに施設サービス利用というのがあるんだけど、特養、老健、療養型とあって、民間のいわゆる有料の老人ホームはどこに入るの。

長寿課長 従来から指定サービス利用につきましては、この今の特養、老健、療養型の3つで国のほうも施設サービス給付費という区分をしておりますが、この中には入っておりません。この資料の中では、むしろ居宅サービスの中に入ってしまっておりまして、これはその給付費の分けを国がそうやっていることに倣ったものでございます。具体的に給付費の費用で申しますと、決算書の440ページ4目の居宅介護給付費の中に含まれてし

まっております。利用人数につきましては係長から申し上げます。

介護保険係長 利用人数と言いますか、利用件数になりますけれども、年間通しまして554件、金額にしまして1億326万円余という形になっております。

永田公由委員 それは民間の有料老人ホームに入る方と施設との契約にもよるだろうけど、ああいうところは 医療行為というのは一切できないんだね。痰の吸引とか酸素吸入とかということはできないんだよね、ぐあいが 悪くなると病院へ行く、病院で治療を受けてある程度回復して、例えば酸素の吸入がぐあい悪くなった時には必要ですよというようなことを言われてくると、今度は出て行ってくださいと、こういう話になっちゃうんだよね。 病院も出て行ってください、 そこも出て行ってください、 そうすると家で看なきゃいけないというような形に。 看れる人はいいんだけど看れない人は困っちゃうんだよね。どこへ持って行ったらいいかという話になっちゃう。 特養は、いくらぐあい悪くても病院を出されてくれば寝たきりでも引き取ってくれて、またぐあい悪くなれば病院に連れて行ってくれるというような、 こういうシステムになっていると思うんだけど、 そういう場合っていうのは当然ケアマネージャーなり、 その施設とかと相談しながらやるんだけど、 何かいい方法っていうのはあるわけ。

長寿課長 特養における医療あるいは今のいわゆる介護つきの有料老人ホームの医療における医療につきましては、そこを出て病院に入院した場合の後につきましては、そういった課題もあろうかと思います。そうですね、どのくらいの入院の期間であれば施設が受け入れるかというのにつきましては、その施設の考え方によっているところがございまして、どうしても一定の期間を過ぎると次の方を入れてしまうということは、そういったことも生じる可能性もございます。あと、療養型医療施設につきましては、ある程度医療の部分が手厚い施設でございますので、そういったところであれば、医療がある程度受けられるというということではなかろうかと思います。

永田公由委員 もう1点いいですか。認定審査会へは市内からどなたか入っておられますか。

長寿課長 市内の医師あるいは介護保険事業所から松本広域に認定審査委員は入っております。ちょっと済みません、人数は把握しておりません。

永田公由委員 いいです。

委員長 ほかいかがですか。よろしいですか。全体として御意見とかありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 はい、じゃあ済みません、私から。特定高齢者の方のメニューなどについてなんですけども、大きな柱はありつつも、市町村で独自の具体化は可能ということなので、ちょっと聞いているところなんですが、お年寄りの人たちが意欲を持って生活していくということが介護予防に一番いいということで、最後のところの4つの柱の中の1つ最後のところに代表するかなというふうに思うのですけれども、市内で行われているいろいろな講演会だとか、音楽祭だとか、いろいろな行事が一円で、いろいろな部署で取り組まれているんですが、そういったところに無料のものであったら私も行ってみたいわというようなことを言うけれども、実際具体的にアクションにつながっていないというような、そういうこともお聞きしているんです。そういう人たちが市内で行われているそうした事業やなんかに参加しやすくしていくようなことも、社会参加していくというようなメニューの中にね、工夫すれば加えていけるのではないか、多少足の心配をしたりとかすることで、そういうことが可能に

なっていくし、メニューも多彩な中から選んで参加できるというようなこともできるようなことがあるのではないかというふうに思いますので、そういったことも検討の中ではしていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議案第7号平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第19号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳出3款民生費、10款教育費

委員長 それでは次に進みます。議案第19号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中、歳出3款 民生費、10款教育費についてを議題といたします。説明をお願いします。

福祉課長 それでは補正予算の16、17ページをお願いいたします。そこの3款民生費1項の社会福祉費2目の障害者福祉費の中の白丸の障害者福祉事業をお願いいたします。これの88万7,000円ですけれども、障害者相談支援センターの設置にかかわります消耗品及び机、イス、ファイルなど備品の経費をお願いするものです。備品購入につきましては、補助率10分の9の障害者自立支援特別対策事業の補助金の相談支援充実強化事業の対象となっているものですから、県から備品購入費というのが補助でということになります。相談支援センターの場所なんですけれども、社協と同じ事務室で事務を行うというふうに考えております。

長寿課長 続きまして3目老人福祉費の説明欄の社会福祉センター重油流出対策事業4,628万円の増額でございますが、一番上の黒ポツ臨時作業員賃金は、みどり湖への重油汚染の緊急対策工事として設置をいたしました集水堰及び油水分離槽を管理する作業員賃金、財源としましては県からの補助金、緊急雇用対策創出事業を充てるものでございます。2番目の消耗品費345万円余でございますが、オイルフェンス、油水分離弁及び油水分離槽等で使用する吸着マットほかの消耗品でございます。

3番目の黒ポツ、重油対策処理委託料3,882万5,000円でございますが、社会福祉センターの周辺につきまして地下水及び土壌の状況をさらに調べまして、地下水を含みます公共用水域への影響について調査をしようとするものです。主な内容につきましては地下水調査のための深さ30メートルのボーリング、また観測井戸の設置を7カ所、土壌状況調査のボーリングを8カ所。計15カ所のボーリング調査等が主な内容でございます。みどり湖重油流出対策工事費の260万円でございますが、集水堰による緊急対策工事につきまして、埋め立て面積と埋め立て土量が当初より増加することに対する工事費及び掘削した土の運搬処分費用等でございます。以上でございます。

福祉課長 続きまして、そこの次のところの保健福祉センター管理諸経費をお願いします。この178万円ですけれども、以前から消防防災課が2階にあったわけなんですけれども、防災課の場所がわかりづらいとか、また災害時に備えて体制づくりが必要ではないかと言われたことがありました。そこで事務室の拡張及び放送室の拡充に伴いまして、消防防災課の事務室が今の社協の事務室、社協のボランティアセンターのところに移ることになります。社協のボランティアセンターが2階の第3、第4研修室に移ることになりますけども、それに伴いますパーテーション等の設置にかかわる値段です。先ほど障害者福祉センターのほうが社協の隣ということをお

話しましたけれども、障害者福祉センターと社協が第3、第4研修室に入りまして、それで今の消防防災課がカウンターのところまで出ます。今の消防防災課のところを会議室に設置するにあたってのそれぞれのパーテーションをつくらなくちゃいけないというのが主な事業費になります。

こども課長 次の18、19ページをお願いいたします。2目児童運営費、その下の5目児童健全育成費の両方を説明させていただきます。19ページの説明欄をごらんください。最初の丸の保育所運営費以下でございますけれども、国の緊急経済対策によりまして、長野県に安心こども基金というのが創設されております。この対象事業がこのほど拡大されまして、読み聞かせ等を行うための安心こども文庫、この設置が児童福祉施設に認められたものでございます。内容としては本棚とそこに収容する本一式で50万円の単価でございますが、これを最初の丸の保育所運営費では保育園16園に、次の丸、育児支援推進事業では2カ所の支援センターに、さらにその下の丸でございますが、児童館・児童クラブにつきましては、10館に安心こども文庫を設置するものでございます。なお2つ目の白丸中に印刷製本費がございますが、同様の事業で印刷機の関係で対象事業等ができましたので、子育て家庭優待パスポート事業のチラシについてここで刷りましをさせていただくものでございます。

家庭教育室長 続きまして6目発達支援費になります。元気っこ応援事業の備品購入にあてがわさせていただきたいと思います。購入する品物としましては、テーブルほかの備品等の購入になります。県からの障害児を育てる地域の支援体制整備事業の10分の10の補助を受けまして、購入に充てさせていただくものです。以上です。

福祉課長 ではその下の生活保護事務諸経費をお願いします。この生活保護事務諸経費の1,318万4,000円ですけれども、これは生活保護の業務のデータベース化及び電子レセプトに対応するために生活保護システムを導入するための補正をお願いするものです。主なものでは、電算処理システムの使用料ということでここに掲げてありますけれども、システムの更新は当初10月からということですけれども、これが1月に延びたことによりまして、現在のシステムの3カ月の更新分を増額しまして、新しいシステムはリースではなくて、一括購入をしていこうということからリース料を減らしたものです。次のところに備品購入費として、1,417万5,000円を補正することになります。これは生活保護システムのハードとソフト事業の購入にかかわるものです。この事業におきましては、セーフティネットの整備対策事業補助金の対象となりまして、1,335万3,000円が国から助成があります。リースではなくて購入とした理由ですけれども、やはり購入の場合なんですけれども、今ありました1,300万円ですが、リース契約を足しますと1,400万円くらいになりました。その中で実勢のシステムの更新が、全国的な更新の中なものですから、今年度はセーフティネットの対策事業の補助金の対象となりましてほぼ全額が補助されるということになります。しかしリースにした場合なのですけれども、来年度においてこの補助金がきちんと来るかという確定がなされていない、そういうことがありまして、今回購入というふうにさせていただいたものです。

続きまして、生活保護扶助費の中の過年度分の児童扶養手当返還金でございます。これなんですけども、過年 度児童扶養手当返還金の107万円ですけども、これは前年度、平成21年度ですけれども、この時に生活保護 の受給者が障害年金の対象になりました。その時にですけどもさかのぼって支給がなされたものですから、生活 保護法の63条というのがあります。それは期間については返しなさいよということなんですけれども、それに ついて326万円の返還がなされたということです。年金を受給している場合には児童扶養手当の支給対象にな らないものですから、その時期においてもあわせて児童扶養手当も受け取れないものですから、お返ししなくて はいけないということで、この返還をいただいたものの中から児童扶養手当の返還金のほうへ回したということ になります。以上です。

教育総務課長 それではページが飛んで恐縮でございますけれども、24、25ページをお願いいたします。 教育費に入りますが一番下、小学校費のほうで北信越全国大会出場者記念品代の6,000円、それから次のページにまいりますけれども、やはり中学校費で、記念品代1万6,000円の補正をお願いするものでございます。小学校につきましては、陸上競技におきまして3人がこの大会に出場いたしました。そして中学校につきましては、36人が北信越と全国大会に出場をいたしました。そのための記念品代、図書カードでございますけれども、予算が不足するというようなこともございまして、当期の今後の記念品代も見込みまして1万6,000円を中学校のほうの補正をさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

スポーツ振興課長 それではその下、6項保健体育費でございますが、保健体育総務費、これにつきましては 県から地域発元気づくり支援金の補助金の内示がございましたために一般財源177万7,000円を上限とす る財源内訳の変更を行ったものでございます。よろしくお願いします。

委員長 それでは説明を受けましたので御質問があればお出しください。

永田公由委員 17ページの社会福祉センターの関係ですけれど、これは今補正で4,600万円ですが、重油の流出がわかってから今までどのくらいかかっているのか、総額で。

長寿課長 重油の流出がわかってから今現在まで支出した金額 1,896万円余でございます。

永田公由委員 それと臨時作業員の賃金で140万円盛られていますが、これは1人分ですか。

長寿課長 2人分でございます。

永田公由委員 それでいつまで、何月までの。

長寿課長 臨時作業員賃金につきましては3月までを見込んでおります。

永田公由委員 本来なら指定管理で社協に委託をしているのだから、こういったものは当然社協で作業員を雇用して監視体制を取るのが、普通私たちが考えればそうじゃないかと思うのだけども、いかがですか。

長寿課長 そういったお考えも確かにございますが、この作業自体は社会福祉センター直接の管理ということではなくて、みどり湖の社会福祉センターそのものの運営管理ということではなくて、社会福祉センターの重油 漏洩のもとに発生をしましたみどり湖の重油流出対策にかかわるものでございますので、指定管理の本来想定していたものからちょっとはずれるということで、私どものほうで盛らせていただきました。

永田公由委員 それはわかるけどさ、だけど指定管理者のいわゆる職務がきちんとされてなくてこういう事故が起きたんだから、本来であれば当然責任あるところが見るべきものなんだよね。たまたまこれは、臨時雇用で市の一般財源から出てないからいいんだけど、これを市の一般財源から出したらもっと問題になるよ。だって責任の所在がさ、これだともうすべて市が責任をかぶっていくということになる。こういう方向だと。社協は全く私たちは知りませんでした、勝手に重油が出ていました、それは重油が出たのは施設の指定管理外ですから、私たちには関係ありませんでした。それは社協と市は一体かもしれんけど、責任の所在というのはきちんとさせなきゃだめだね、こういうものは。そういう意見として出しておきます。

副委員長 タンクをね、重油タンクを新設するっていう、配管のし直しをするっていうことでもって補正が組

まれて、今回見直しはされていないんだけど、やる予定でいますか。

長寿課長 このたびのですね、それも私どもの御利用の再開に対する、あるいは全面再開も含めた、暖房入浴施設も含めました御利用再開を望まれる市民の声が多いことは承知をしておりまして、それも早期再開を私どもも期待をして、期待と言いますか、想定をして予算を組んだところでございます。ところがその後、みどり湖の流出ということが起こってまいりまして、社会福祉センターそのものに関しまして、委員の皆さんの御議論の中でもさまざま御意見があることもそれも承知をしております。私どもの考えといたしましては、このみどり湖の調査の中で地下水等の状況が、汚染が地下水も含めまして敷地外に出ている可能性が低いでありますとか、みどり湖のほうにそれが流れて、出ているのがみどり湖の方面だというようなことの確認が、そういったものの見通しが立ってまいりましたらば、再開ということをその時点で改めて検討させていただくと。その予算は見越してあるという予定でございます。

副委員長 その期限というのか最終判断はどの辺で、今暑いが、もう秋に近づいてくるけれど、暑くてまだ暖房というような話にならないんですけれども、そのタイムリミットというか、その点は何月くらいの予定ですか。

長寿課長 最初の地下水等の状況調査がですね、どの程度、正式な報告書としてはないにしても、1 1月から 1 2月くらいまでには出ようかというふうに見込んでおります。そうしますと、年内か、あるいは年が明けてからか、再開するという判断をしてできればやるかということになりますと、その辺、年内かその辺のところが一つの判断していく時期ではなかろうかと考えています。

副委員長 ということは、もう冬に入っている時期になっちゃうね、暖房がいる時期になると思うのだけど、 その場合はポリタンクみたいなのを活用して暖房を確保するのか、ということになると思うんだけど。

長寿課長 まず一義的には今の代替施設といたしまして、団体の方につきましてはさつき苑と田川温泉は御用意をいたしまして、団体で御利用する場合にはそちらを、あるいは個人利用につきましては市内のほかの老人福祉施設をという御案内をしているところでございます。ただ状況によっては、ブルーヒーターの場合で安全が確保されている暖房でも、入浴施設を利用しなくてもよろしいという団体におきましては、御相談した上で一義的には代替施設で考えておりますが、そういった御利用もあり得るのかなと考えております。

委員長 ほかにはないですか。

中村努委員 私の記憶違いだったら申しわけないんですけど、確か社会福祉センターの重油漏れ自体が起きた時に、仮設のタンク送油管の議論をした時に、確か8月くらいを目途に調査したその結果で施設そのものをどうするかという判断をしたいという話があったと思うんですが、それがみどり湖のほうに出ちゃったということもあるんですが、調査内容としてそんなに変わらないと思うのですが、ただ判断が遅れているだけのように感じているんですが、その辺、いかがですか。

長寿課長 最初の調査では、当初開始をする時に、当初想定したよりもはるかに深さあるいは平面的な広さにおきましても、コンサルのほうで想定したよりもかなり広い範囲に及んでいたというのが、7月の調査の状況でございました。私どもは灯油タンクの設置につきましては、できるだけ早い再開をということをもちろん望んでいたところなんですけれども、範囲が非常に、範囲とか漏れたと思われる重油の量も、範囲とともに想定よりも非常に大きくてですね、判断にあたっては県とも相談する中で地下水の状況はちゃんと調べた方が良いというような御指摘も受けまして、そこまでちょっと待たせていただきたいというような状況でございます。

中村努委員 確かあの時には、想定したよりもひどかったらこの際思い切って判断しなきゃいけないようなことを言ったような気がしていたので。あまり先延ばしにしないで、判断すべきところはしたほうが、私はいいと思います。

委員長 何か答弁ありますか。

副市長 御心配をかけて申しわけないと思っております。今課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、現在のところ、そんなような状況で対応していきたいということで思っておりますので、またいろいろ御指導を賜りたいと思いますのでよろしくお願いします。

永田公由委員 19ページの保育所の関係で備品購入費ですけど、これは先ほどの説明ですと本と棚がワンセットで50万円というような説明だったのですけれど、具体的にその中身はどういった本ですか。

こども課長 本の、図書の選択につきましては、それぞれの保育園のほうで選択をする予定でおります。同じ ものを入れるということではなくて、それぞれ今現在保育園のほうに本がございますので、そういった蔵書の様 子を見ながら効果的な本を購入していくということになります。

永田公由委員 それは全部児童館も支援センターも同じということでね。

こども課長 はい、同じ考え方です。

委員長 ほかはいかがでしょうか。

太田茂実委員 消防防災課の部屋が移転するということですが、ボランティアセンターと入れかえてと、そういうこと。階数が変わるわけですか。

福祉課長 済みません、先ほどきちんと説明しなかったものですから。今の消防防災課がボランティアセンターの奥と言いますか、ちょうど東側にあると思います。ですので、その事務室が今のボランティアセンターと言いますか、西側に移るわけです。ですので、大きくなるっていうことになります。

太田茂実委員 単純に考えればそうだね。

福祉課長 そういうことになります。ボランティアセンターがちょっと狭いものですから、3、4研修室へ。 太田茂実委員 なにせ、どこにあるか探さなきゃわからないようなところにあった。

福祉課長 そういうことをかねてから聞いていましたので、こんど表に出てくることになります。

太田茂実委員 防災は大事だからね。

委員長 ほかには。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、議案第19号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中、歳出3款民生費、10 款教育費について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めます。全員一致をもちまして、議案第19号については原案のとおり認めるべきものと決しました。

議案第22号 平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 議案第22号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたし

ます。説明をお願いいたします。

長寿課長 塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明をいたします。資料1ページをお願いいたします。資料と言いますか、議案第22号の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,005万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億7,043万3,000円とするものでございます。内容につきましては、平成21年度決算に伴い、国庫支出金及び介護給付金交付金等につきまして、精算による返還をするとともに、繰越金の一部を支払準備基金に積み立てるものでございます。それでは歳出から御説明いたしますので、9、10ページをお願いいたします。4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金の説明欄の白丸、償還金でございますが、平成21年度決算に伴いまして、介護給付費、地域支援事業費等が確定したことに伴い、国及び社会保険診療報酬支払い基金に返還をするものです。これらにつきましては、事業実施の翌年度に精算による返還を行うというもので、返還金の合計額は2,633万5,000円で内訳につきましてはお示しをしてあるとおりでございます。

6 款基金積立金1項基金積立金1目介護保険支払準備基金積立金の説明欄の白丸、基金積立金でございますが、 平成21年度決算による保険事業繰越金4,005万3,311円のうち、先ほど申し上げました国あるいは診療報酬支払基金への返還金2,633万円余の差し引いた残額から、1,371万7,000円を支払準備基金へ積み立てるものでございます。

歳入につきましては 7、8ページをお願いいたします。4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1,222万7,000円。こちらにつきましては平成21年度決算に基づき社会保険診療報酬支払基金から過年度分として受け入れるものでございます。7款繰越金1項繰越金1目繰越金の前年度繰越金につきましては保険事業繰越金4,005万3,311円のうち、歳出の増額補正に見合う金額につきまして増額補正をするものでございます。以上が補正予算の概要でございます。

委員長 御質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、議案第22号平成22年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、 原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもって、議案第22号について原案のとおり可決すべきものと決しました。はい、御苦労さまでした。

陳情平成22年9月第1号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情

委員長 それでは今度は陳情です。済みません、何か疲れてきているみたいで、私は休憩を取りたかったのですが、お許しをいただきたいと思います。

それではちょっと、配布されております陳情文書については、今ちょっとお借りしましたけれども、皆さんお読みいただいているかと思いますが、例年のことです。ちょっと違う点は、文の終わりのほうに、塩尻市におかれましては、というところがありまして、昭和53年に助成制度を制定いただくとともに、他の市町村に先がけ経常補助金(生徒数割り)の増額を図っていただき、深く感謝申し上げております、という文章が入っておりま

す。貴市の財政状況も引き続き厳しい折とは存じますが、公教育の一翼を担う私学振興のために一層の御理解御 支援を賜りたく、ということで陳情の内容となっています。この途中のところにもありますけれども、私立にも 就学支援金というもので授業料の補てんをするものが出ることになったわけですけれども、ここでそういうもの が出たからといってこれまでの私学助成を打ち切られる、あるいは減額されるということになると非常に影響が 大きいということを訴えておいでなのかなというふうに思います。委員の皆さんの御意見、いかがでしょうか。

副委員長 教育長さんにお伺いしたいのですけれども、この中信地区の高校の少子化ということで生徒数が減少している中、各公立高校の定員を減らしているわけなんですけれども、中には高校自体も合併というような話もあるわけですけれども、今後、全体的な高校の生徒の動向等、それから私学のほうも当然生徒数が減っているわけでして、生徒数の減少というのはすなわち経営の悪化ということになるかと思うんですけれども、その点については、要するに需要と供給のバランスというものがあると思うのですけれども、その点はどのような考え方を持っておられますか。私学もこのままの状況でもって、近年に松本には 1 校ふえたわけですけれども、その状況をどのように、教育界ではどのような考え方をお持ちなのか、ちょっとお伺いしたいですが。

教育長 一つは公立高校の再編 最近では屋代高校に、附属中学、それは中高一貫の流れなんですけれども、全体の流れがあるということ。それから特にこの塩尻市が入る通学区につきましては、以前から大変経済的には厳しいというような話がございました。ただ、公立と私立につきましては、公私の比率が決まっていると言いますか、今ちょっと細かい数字は持っておりませんので、言うことができませんけど、そういうことがございまして、その比率にあわせて全体の志願者も見る中で決めているので、公立と私立の共存と言いますか、これについてはこれからもそういう話し合いの中でなされていくと、このように認識しております。それからもう1点、今御指摘の中信地区にも中高一貫、それから小中学校の私立ができたということで、これから応募に関する流れは若干変わってくるということは考えられます。それからそれが今委員さんの御質問とちょっとそれるかもしれないのですけれども、この陳情に関しては、代表の方々が、学校でその方々が来て、私どももその陳情と言いますか、御意見などをお聞きしているので、それについて、大変切実なものを訴えているというふうに理解しています。よろしくお願いします。

副委員長 もう1点ね、今経済的不況という中でもって、子供を持つ親の身からすれば、私学のほうへは出せないから公立に行ってくれやというようなことで、自分の子供の成績のことはよく理解した上で言っていると思うのですけれど、まあ子供たちの話ですが、子供からすればいろいろな選択肢があって、いろいろなタイプの学校があって選択肢が広がることはいいんですけれども、経済的なこともありますので、そういった面からも私学の乱立とまでは言えないと思うのですけれど、そういったことによって、ある意味で選択肢が狭められているかなと、そういった印象も受けているんですけれども、私学も当然国でもって公立並みの補助を出してくれればいいと思うんですけれども、その辺のバランスっていうのがなかなか難しいんじゃないかと思っているんですけれども、むやみに私学の乱立というのはちょっと。それから私学というのは生徒を募集するがために、過度なとまではいかないと思うんですけれど、まあ過度なこともあろうかと思うんですけれど、例えばスポーツに力を入れたり、施設にある程度お金をかけたりというようなことで、経営を圧迫するような面も伺えるような気がするんですけども。

委員長 不採択ですか。

副委員長 不採択というのではないんですけれども。

委員長 ここに陳情に見えた方が持参した資料がありまして、ちょっとお伝えいたしますが、平成2 1年度の陳情結果の概要というのがまとめられておりまして、これによりますと県下の市町村の中で、市の中で不採択にしたところは1カ所しかありません。それは茅野市ですかね、というようなことで。そのほかのところは、松本市の願意妥当(採択)というような、ちょっといろいろ文言が書いてありますが、採択。それで塩尻、大町、安曇野市というふうに採択になっていますし、東筑摩郡関係でも波田町で一部採択ということですが、そのあと全部採択になっています。北安曇郡関係では池田町が採択、木曽郡のほうは木祖村から南木曽町まで採択となっています。南信地方も辰野町一部採択、諏訪市趣旨採択、岡谷市採択というようになっておりまして、下諏訪も採択、富士見町採択、原村一部採択ということになっていまして、採択というところが多数ということになっています。

太田茂実委員 これはさっき教育長が言われたけど、既に市長、議長も、教育長も要望はもう受けてるわけですか。

委員長はい。

太田茂実委員 要するに行政に対してだね。だからこれは、私もこの紹介議員になったことがありますけど、毎年やはり出されていますし、確かに公立と私学との、今度政権がかわってね、高校のそれでもまだ格差があるという中で、やはり行政としてできるだけの、高額と言わなくてもできるだけの助成はしてやるということに対しては、私は採択していただきたいと思います。

委員長 今、採択という御意見が出ましたけれども。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 いいですか。では異議なしということで認めまして、全員一致をもちまして、陳情9月第1号については採択ということで決しました。意見書についてですけれども、いかがしましょうか。

〔「お任せします」の声あり〕

委員長 よろしいですか。では昨年の例などを参考にしながら国への私学助成の大幅増額という趣旨で意見書を上げたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、以上をもちまして、2日間に渡りましての福祉教育委員会9月定例会における福祉教育委員会の審査をすべて終了いたしました。大変御苦労さまでした。

閉会中の継続審査の申し出

福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中につきましても福祉、教育、生涯学習及び市民交流センター行事に関する事業について、継続して審査をしていただきますようお願いいたします。

委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしということでそのように議長にお伝えします。

理事者あいさつ

委員長 それでは、理事者のほうからごあいさつがありましたら。

副市長 どうも昨日それから本日、大変御熱心な御論議をいただきましてありがとうございました。今回、決算審査というようなこともありまして、各事業につきましていろいろ御指導いただきました。御意見、御提案等をいただきましたので、事業で生かせるものにつきましては、即、反映させていきたいと思いますし、また今後も引き続き御指導を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

午後2時47分 閉会

平成22年9月1日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 鈴木 明子 印